

平成29年度における下請法の運用状況及び 企業間取引の公正化への取組等

平成30年5月31日
公正取引委員会



下請法の運用状況

○書面調査の実施状況

[単位:名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合 計
平成 29 年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等 (注1)	38,680	208,513	247,193
役務委託等 (注2)	21,320	91,487	112,807
平成 28 年度	39,150	214,500	253,650
製造委託等	25,696	151,912	177,608
役務委託等	13,454	62,588	76,042
平成 27 年度	39,101	214,000	253,101
製造委託等	26,559	151,499	178,058
役務委託等	12,542	62,501	75,043

(注1)製造委託等:製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注2)役務委託等:情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

○下請法違反被疑事件の処理状況

[単位: 件]

年度	新規着手件数(注1)				処 理 件 数				
	書面調査	申 告	中小企業庁 長官からの 措 置 請 求	計	措 置			不 問	計
					勸 告	指 導(注2)	小 計		
平成29年度	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
製造委託等	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
役務委託等	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
平成28年度	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
製造委託等	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
役務委託等	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
平成27年度	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
製造委託等	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
役務委託等	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847

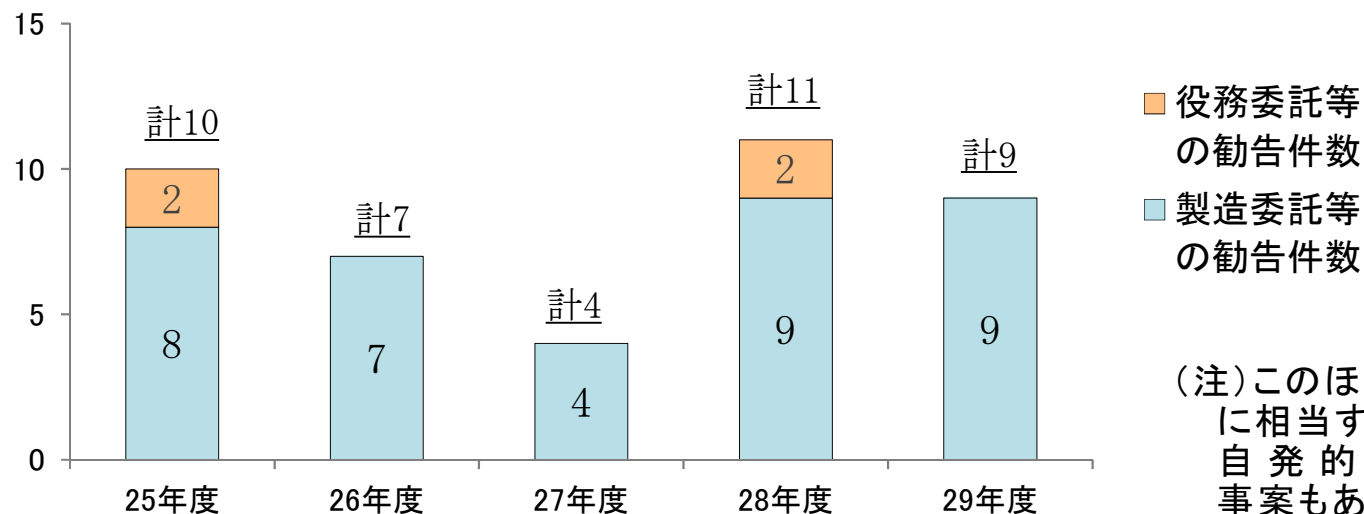
(注1) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(注2) 指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

○勧告及び指導件数の推移

勧告件数の推移

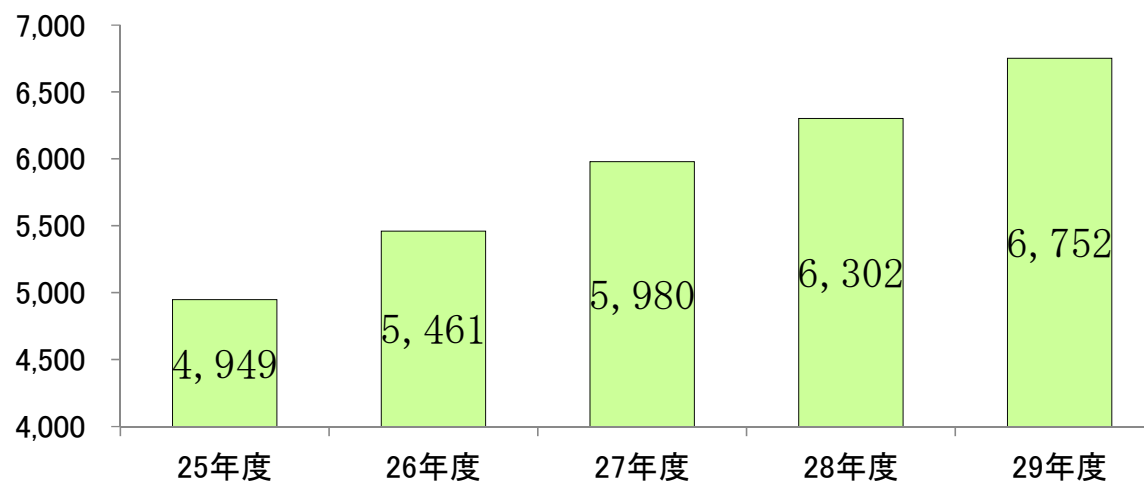
[単位：件]



(注)このほか、勧告に相当するような自発的な申出事案もある(11頁参照)。

指導件数の推移

[単位：件]



○措置件数(6,761件)の地区ごとの内訳

[単位:件, (%)]

地 区	平成29年度	平成28年度	平成27年度
北海道地区 【北海道】	205 (3.0)	190 (3.0)	184 (3.1)
東北地区 【青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県】	335 (5.0)	322 (5.1)	303 (5.1)
関東甲信越地区 【茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県】	3,334 (49.3)	2,948 (46.7)	2,730 (45.6)
中部地区 【富山県, 石川県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県】	698 (10.3)	692 (11.0)	646 (10.8)
近畿地区 【福井県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県】	1,282 (19.0)	1,273 (20.2)	1,261 (21.1)
中国地区 【鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県】	374 (5.5)	366 (5.8)	364 (6.1)
四国地区 【徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県】	129 (1.9)	126 (2.0)	112 (1.9)
九州地区 【福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県】	360 (5.3)	353 (5.6)	344 (5.7)
沖縄地区 沖縄県】	44 (0.7)	43 (0.7)	40 (0.7)
合 計	6,761 (100)	6,313 (100)	5,984 (100)

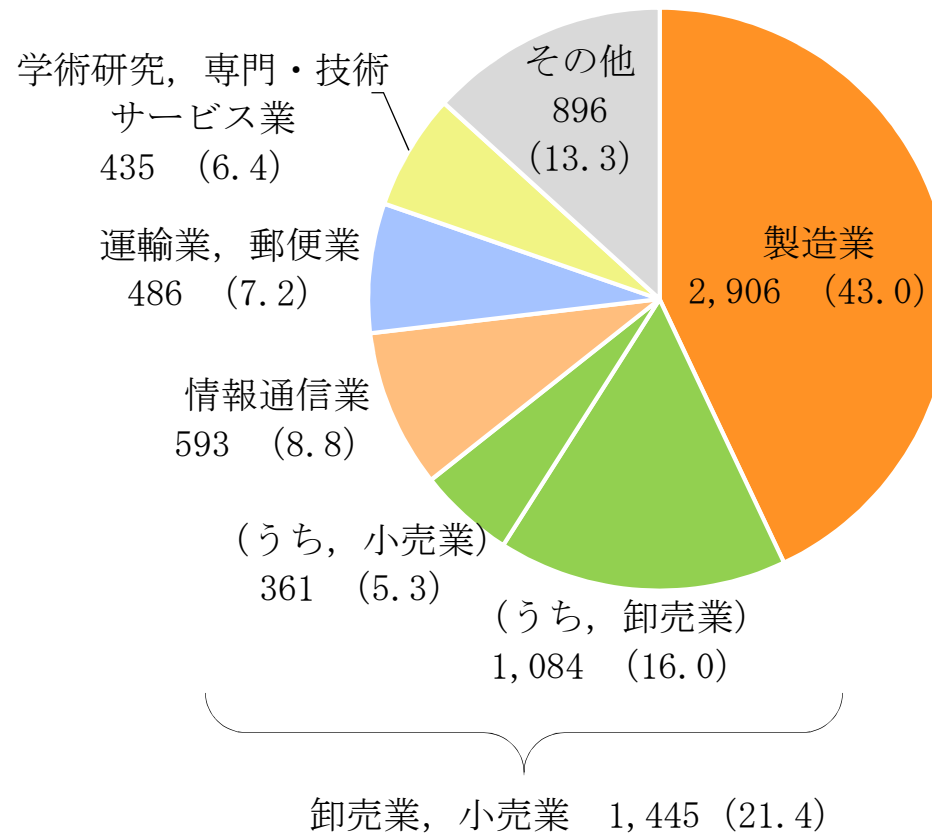
(注1)措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

(注2) ()内の数値は合計に占める比率であり, 小数点以下第2位を四捨五入しているため, 合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

(注3)地区ごとの下請法の運用状況等については, 別途公表することとしている。

○措置件数(6,761件)の業種別内訳

[単位:件, (%)]



(注1)業種は, 日本標準産業分類大分類による。

(注2)()内の数値は措置件数全体に占める比率である。

○下請法違反行為の類型別件数

[単位: 件, (%)]

	手続規定			実体規定												合計
	書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
平成29年度	5,322 (89.1)	649 (10.9)	5,971 (100.0)	23 (0.4)	3,129 (54.2)	611 (10.6)	20 (0.3)	1,179 (20.4)	94 (1.6)	92 (1.6)	324 (5.6)	261 (4.5)	45 (0.8)	0 (0)	5,778 (100)	11,749
製造委託等	3,826 (89.5)	448 (10.5)	4,274 (100.0)	19 (0.5)	1,988 (48.2)	461 (11.2)	19 (0.5)	932 (22.6)	62 (1.5)	89 (2.2)	311 (7.5)	212 (5.1)	29 (0.7)	0 (0)	4,122 (100)	8,396
役務委託等	1,496 (88.2)	201 (11.8)	1,697 (100.0)	4 (0.2)	1,141 (68.9)	150 (9.1)	1 (0.1)	247 (14.9)	32 (1.9)	3 (0.2)	13 (0.8)	49 (3.0)	16 (1.0)	0 (0)	1,656 (100)	3,353
平成28年度	4,806 (88.4)	629 (11.6)	5,435 (100.0)	34 (0.6)	3,375 (58.0)	489 (8.4)	15 (0.3)	1,143 (19.7)	78 (1.3)	59 (1.0)	365 (6.3)	208 (3.6)	49 (0.8)	0 (0)	5,815 (100)	11,250
製造委託等	3,555 (88.6)	457 (11.4)	4,012 (100.0)	30 (0.7)	2,184 (52.3)	393 (9.4)	14 (0.3)	901 (21.6)	46 (1.1)	58 (1.4)	347 (8.3)	168 (4.0)	34 (0.8)	0 (0)	4,175 (100)	8,187
役務委託等	1,251 (87.9)	172 (12.1)	1,423 (100.0)	4 (0.2)	1,191 (72.6)	96 (5.9)	1 (0.1)	242 (14.8)	32 (2.0)	1 (0.1)	18 (1.1)	40 (2.4)	15 (0.9)	0 (0)	1,640 (100)	3,063
平成27年度	4,507 (90.6)	470 (9.4)	4,977 (100.0)	19 (0.4)	3,131 (66.7)	373 (7.9)	14 (0.3)	631 (13.4)	69 (1.5)	56 (1.2)	210 (4.5)	161 (3.4)	33 (0.7)	0 (0)	4,697 (100)	9,674
製造委託等	3,294 (90.5)	344 (9.5)	3,638 (100.0)	17 (0.5)	2,070 (61.7)	281 (8.4)	12 (0.4)	518 (15.4)	42 (1.3)	53 (1.6)	201 (6.0)	138 (4.1)	24 (0.7)	0 (0)	3,356 (100)	6,994
役務委託等	1,213 (90.6)	126 (9.4)	1,339 (100.0)	2 (0.1)	1,061 (79.1)	92 (6.9)	2 (0.1)	113 (8.4)	27 (2.0)	3 (0.2)	9 (0.7)	23 (1.7)	9 (0.7)	0 (0)	1,341 (100)	2,680

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

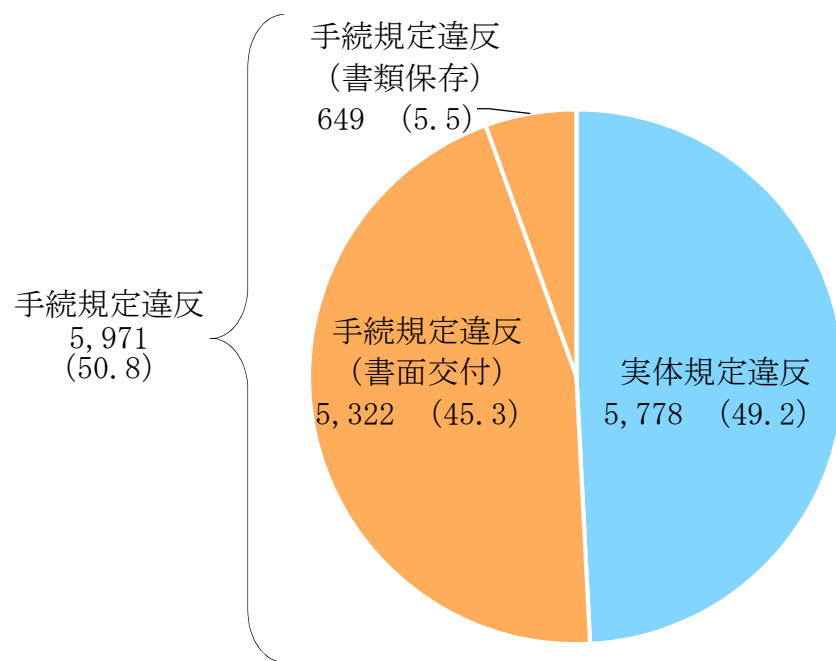
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) ()内の数値は各手続規定違反類型又は各実体規定違反類型のそれぞれの小計の件数に占める比率である。

○類型別件数(11,749件)の内訳, 実体規定違反件数(5,778件)の行為類型別内訳

類型別件数(11,749件)の内訳

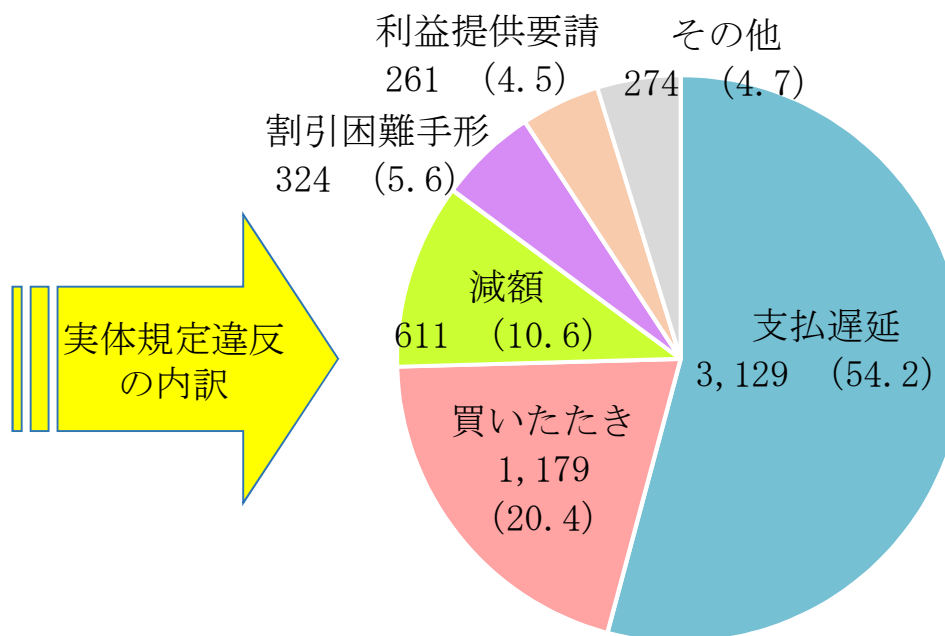
[単位: 件, (%)]



(注)()内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

実体規定違反件数(5,778件)の行為類型別内訳

[単位: 件, (%)]



(注)()内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

○下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った 親事業者数 (注2)	返還等を受けた 下請事業者数 (注2)	返還等の金額 (注1) (原状回復額)
減額	29年度	140名	7,659名	16億7800万円
	28年度	131名	4,060名	18億4452万円
	27年度	93名	4,405名	7億7050万円
受領拒否	29年度	3名	162名	14億7624万円
	28年度	—	—	—
	27年度	1名	4名	71万円
支払遅延	29年度	138名	3,015名	1億9675万円
	28年度	144名	2,076名	6958万円
	27年度	124名	2,857名	3億2691万円
不当な経済上の 利益の提供要請	29年度	8名	47名	633万円
	28年度	8名	98名	2190万円
	27年度	4名	123名	3078万円
返品	29年度	11名	107名	360万円
	28年度	2名	17名	3億3957万円
	27年度	7名	161名	1億7896万円
買ったとき	29年度	1名	1名	289万円
	28年度	1名	10名	8411万円
	27年度	2名	2名	38万円
有償支給原材料等 の対価の早期決済	29年度	4名	19名	168万円
	28年度	5名	24名	58万円
	27年度	1名	1名	18万円
割引困難な 手形の交付	29年度	1名	5名	158万円
	28年度	1名	5名	44万円
	27年度	1名	4名	44万円
購入等強制	29年度	2名	10名	6万円
	28年度	7名	221名	2359万円
	27年度	1名	199名	25万円
やり直し等	29年度	—	—	—
	28年度	3名	3名	1498万円
	27年度	2名	4名	1706万円
合計	29年度	308名	11,025名	33億6716万円
	28年度	302名	6,514名	23億9931万円
	27年度	236名	7,760名	13億2622万円

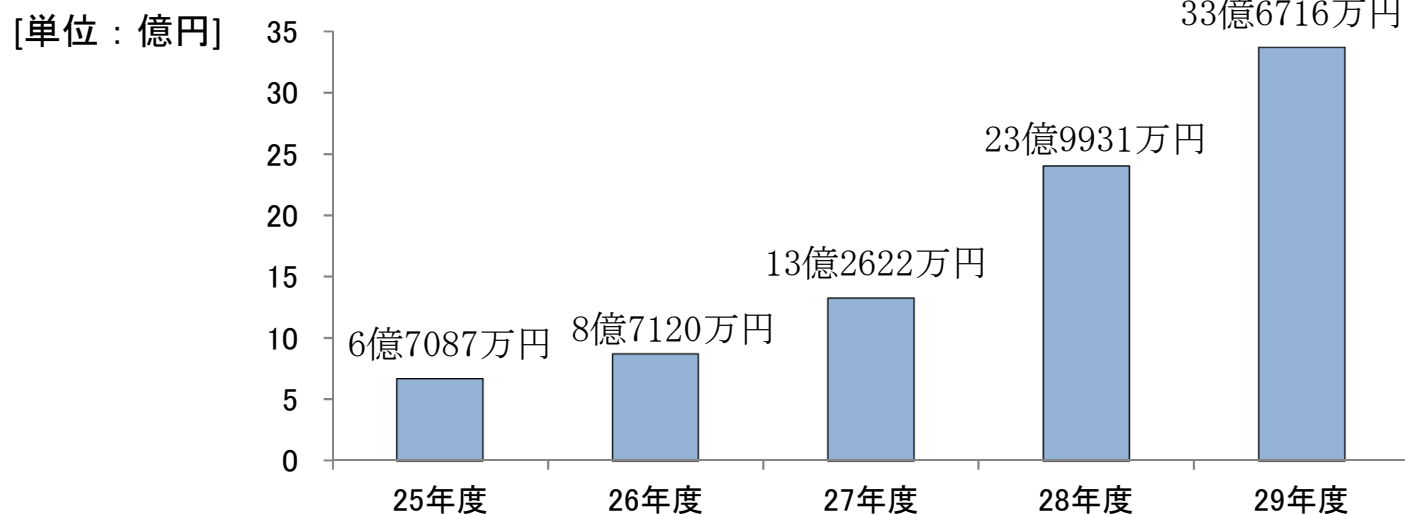
(注1) 違反行為類型ごとの
原状回復額は1万円未
満を切り捨てているため、
各金額の合計額と総額と
は一致しない場合がある。

(注2) 親事業者数及び下請
事業者数は延べ数であ
る。

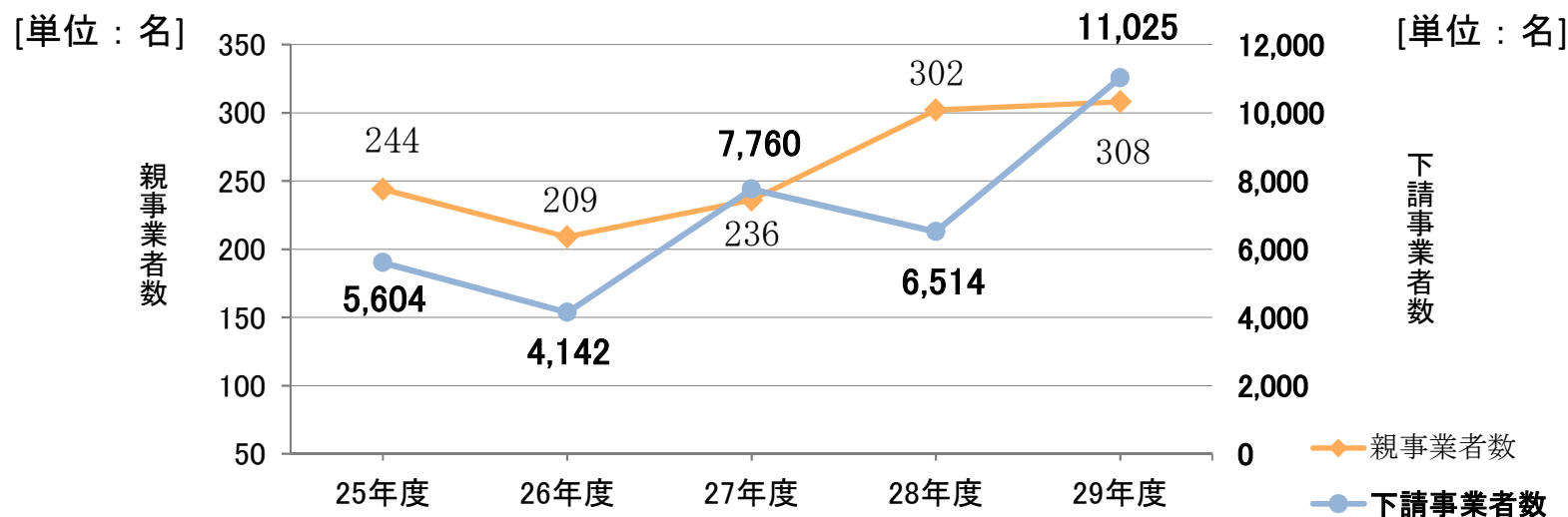
(注3) 該当がない場合を
「—」で示した。

○原状回復額の推移, 原状回復を行った親事業者数 ・原状回復を受けた下請事業者数の推移

原状回復額の推移



原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移



○下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

自発的な申出の件数

[単位: 件]

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
14	47	52	61	47

平成29年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出は47件であり、当該申出件数は平成26年度以降、50件前後で推移している。また、同年度に処理した自発的な申出は46件であり、そのうちの5件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成29年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者1,068名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額18億4795万円相当の原状回復が行われた(前記の原状回復額の総額33億6716万円の内数である。)

なお、勧告に相当するような事案に対して上記のような取扱いを行った件数は、これまで24件である(平成20年度2件、平成24年度3件、平成25年度1件、平成26年度1件、平成27年度2件、平成28年度10件、平成29年度5件)。

(注) 公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している(平成20年 11月12月17日公表)。

企業間取引の公正化への取組

○企業間取引の公正化への取組

下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

下請取引適正化推進講習会

47都道府県62会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場）

キャンペーン標語の一般公募

平成29年度特選作品 「取引条件 相互に築く 未来と信頼」

下請法遵守の要請文書の発出

親事業者約210,000名及び関係事業者団体約650団体に対し、下請法の遵守の徹底等について要請（平成29年11月15日）

○企業間取引の公正化への取組

下請法等に係る講習会

基礎講習会	59回
下請取引適正化推進講習会 (再掲)	47都道府県62会場 (うち公正取引委員会主催分26都 道府県33会場)
応用講習会	13回(うち3回は自動車関連事業者 向け, 1回は卸・小売事業者向け)
業種別講習会	24回(荷主・物流事業者向け10回 ブライダル業者, 葬儀業者向け7回 大規模小売業者向け7回)

下請法等に係る相談

相談	9, 239件
中小事業者のための移動相談会	60か所

「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」

下請法の講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を作成し, 公正取引委員会のホームページ及びYouTube公正取引委員会チャンネルに公開(平成28年7月1日)。

○企業間取引の公正化への取組

大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査 (平成30年1月31日公表)

- 主要取引先から問題となり得る行為を一つ以上受けたと回答した取引は、集計対象取引全体の15.9%

主な行為類型		問題となり得る行為が見られた取引の割合が大きい業態
協賛金等の負担の要請	6.7%	ドラッグストア
返品	6.4%	ホームセンター
取引の対価の一方的決定(買ったたき)	3.6%	ディスカウントストア

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

- 物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた596名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送(平成30年3月)。

主な業種		主な行為類型	
製造業	280名／47.6%	支払遅延	232件／34.3%
卸売業	130名／22.1%	発注内容の変更	200件／29.5%
建設業	38名／6.5%	減額	115件／17.0%

働き方改革関連の事例集

公正取引委員会は、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」(議長:内閣官房副長官(参))に参画しているところ、平成30年度においても、その議論も踏まえつつ、中小企業等の取引条件の改善等に向け、引き続き下請法の積極的な運用を進めているところである。

今回、働き方改革と関連する下請法等違反のおそれのある事例を取りまとめた事例集を作成した。

働き方改革に関連して生じ得る中小企業等に対する不当な行為の事例(抜粋)

短納期発注による買いたたき

事業者は、納期までの期間が通常より短い発注を行い、その結果として取引の相手方が休日勤務を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方的に定めた。

働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託している。商品発注のために必要なデータを自社システムに入力するという作業は自ら行うべきであるにもかかわらず、当該作業を取引の相手方に対して無償で行わせた。

業務効率化の果実の摘み取り

事業者は、取引の相手方から、社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、当該資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方的に定めた。

付加価値の不払

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しており、取引の相手方と書面において短納期発注に対しては「特急料金」を定めていた。ある発注が通常よりも短期のリードタイムであったため、特急料金を適用するものに相当したことから、取引の相手方はその分を上乗せした請求を行ったが、当該事業者は、予算が足りないなどの理由により、特急料金を支払うことなく、当該料金を差し引いた、通常の納期の取引対価しか支払わなかった。

直前キャンセル

事業者は、取引の相手方に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に取引の相手方のトラックを数台待機させることを契約で定めている。当該事業者は、その当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。

○参考

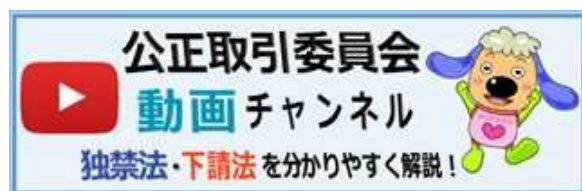
下請法の各種講習会に参加できない場合であっても、下請法の理解に役立つよう、講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を下記のウェブサイトで公開中。

(公正取引委員会ウェブサイト)

<http://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

(YouTube公正取引委員会チャンネル)

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>



～下請法関係のパンフレットは下記ウェブサイトに掲載～

<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>



平成 29 年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等

平成 30 年 5 月 31 日
公正取引委員会

第 1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況等

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にある。

このため、公正取引委員会では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施するなどして、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供しやすい環境整備に取り組むことにより、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。

(1) 書面調査の実施（第 1 表参照）

資本金の額又は出資の総額が 1000 万円超の親事業者 60,000 名及び当該親事業者と取引のある下請事業者 300,000 名を対象に書面調査を実施した^(注)。

(注) 中小企業庁においても同規模の書面調査を実施している。

第 1 表 書面調査の実施状況

[単位：名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合 計
平成 29 年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等 ^(注1)	38,680	208,513	247,193
役務委託等 ^(注2)	21,320	91,487	112,807
平成 28 年度	39,150	214,500	253,650
製造委託等	25,696	151,912	177,608
役務委託等	13,454	62,588	76,042
平成 27 年度	39,101	214,000	253,101
製造委託等	26,559	151,499	178,058
役務委託等	12,542	62,501	75,043

(注 1) 製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注 2) 役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部

下請取引調査室 電話 03-3581-3374 (直通) (第 1 関係)

企業取引課 電話 03-3581-3373 (直通) (第 2 及び第 3 関係)

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

(下請法に係る相談・申告等 <http://www.jftc.go.jp/shitauke/madoguti.html>)

また、下請事業者を対象とした書面調査の実施に際しては、情報源が親事業者に決して知られることのないよう秘密を厳守していること、定期的な書面調査等を情報源として多くの下請法違反行為の是正措置を採っていること及び下請事業者が被った不利益の原状回復の状況を調査票に記載することにより、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を情報提供することが特別なことではないことを理解してもらい、回答しやすい環境の整備に努めている。

(2) 申告関係

下請法違反被疑事実を申告した下請事業者が親事業者に特定されることがないように、申告に係る情報を厳重に管理するとともに、その旨を下請事業者向けの書面調査や下請事業者向けのパンフレットの配布等を通じ周知するなど、下請事業者が親事業者の下請法違反被疑事実を申告しやすい環境の整備に努めつつ、情報提供を促している。

また、公正取引委員会が調査に着手する前に、親事業者が違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している(詳細については、後記2(5)(21頁)参照。)

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

ア 新規着手状況(第2表参照)

新規に着手した下請法違反被疑事件は7,271件であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが7,173件、下請事業者等からの申告によるものが97件である。また、中小企業庁長官からの措置請求が1件となっている。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

	新規着手件数(注)				処 理 件 数				
	書面調査	申 告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措 置			不 問	計
					勧 告	指 導	小 計		
平成 29 年度	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
製造委託等	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
役務委託等	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
平成 28 年度	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
製造委託等	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
役務委託等	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954
平成 27 年度	6,210	95	0	6,305	4	5,980	5,984	287	6,271
製造委託等	4,382	69	0	4,451	4	4,224	4,228	196	4,424
役務委託等	1,828	26	0	1,854	0	1,756	1,756	91	1,847

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

イ 処理状況（第2表参照）

下請法違反被疑事件の処理件数は7,068件であり、このうち、6,761件について、下請法第7条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。

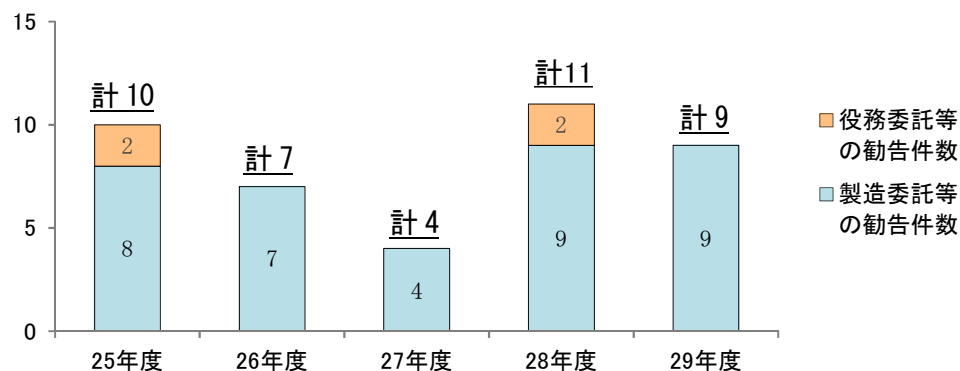
(7) 勧告（第1図参照）

勧告件数は9件であり、いずれも製造委託等に係るものであった。

勧告事件の概要は別紙1のとおりであり、勧告の対象となった違反行為類型は、いずれも下請代金の減額となっている（平成25年度以降の勧告事件については、参考資料1を参照。）。

第1図 勧告件数の推移

[単位：件]



(注1) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

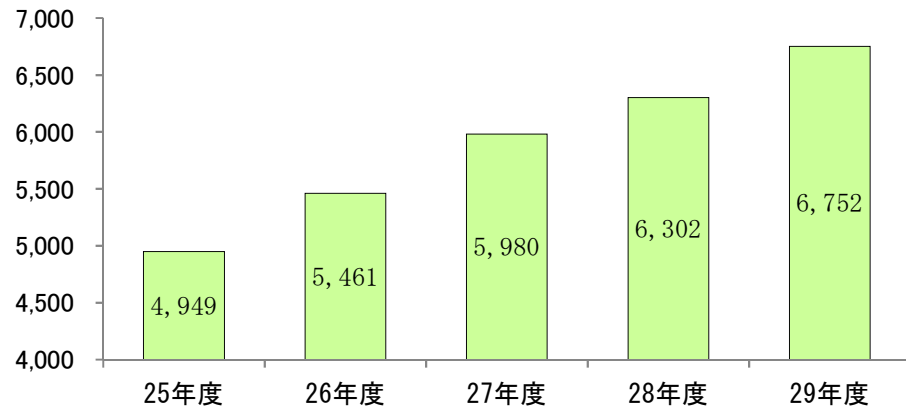
(注2) このほか、勧告に相当するような自発的な申出事案もある（後記(5) (21 頁) 参照）。

(イ) 指導（第2図参照）

指導件数は6,752件であり、これは、昭和31年の下請法施行以降、過去最多となっている。指導件数6,752件のうち4,718件が製造委託等に係るもの、2,034件が役務委託等に係るものであった。指導を行った主な事件の概要については別紙2のとおりである。

第2図 指導件数の推移

[単位：件]



ウ 地区ごとの措置件数（第3表参照）

措置件数（勧告又は指導を行った事件の件数をいう。以下同じ。）6,761件の地区ごとの内訳は第3表のとおりである。

地区ごとの措置件数をみると、①関東甲信越地区が最も多く（3,334件、49.3%）、②近畿地区（1,282件、19.0%）、③中部地区（698件、10.3%）がこれに続いている。また、地区ごとの措置件数を平成28年度と比べると、全ての地区において増加している。

第3表 措置件数（6,761件）の地区ごとの内訳

[単位：件，（％）]

地 区	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
北海道地区 【北海道】	205 (3.0)	190 (3.0)	184 (3.1)
東北地区 【青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県】	335 (5.0)	322 (5.1)	303 (5.1)
関東甲信越地区 【茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県】	3,334 (49.3)	2,948 (46.7)	2,730 (45.6)
中部地区 【富山県, 石川県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県】	698 (10.3)	692 (11.0)	646 (10.8)
近畿地区 【福井県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県】	1,282 (19.0)	1,273 (20.2)	1,261 (21.1)
中国地区 【鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県】	374 (5.5)	366 (5.8)	364 (6.1)
四国地区 【徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県】	129 (1.9)	126 (2.0)	112 (1.9)
九州地区 【福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県】	360 (5.3)	353 (5.6)	344 (5.7)
沖縄地区 【沖縄県】	44 (0.7)	43 (0.7)	40 (0.7)
合 計	6,761 (100)	6,313 (100)	5,984 (100)

（注1）措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

（注2）（ ）内の数値は合計に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

（注3）地区ごとの下請法の運用状況等については、別途公表することとしている。

(2) 措置件数の業種別内訳

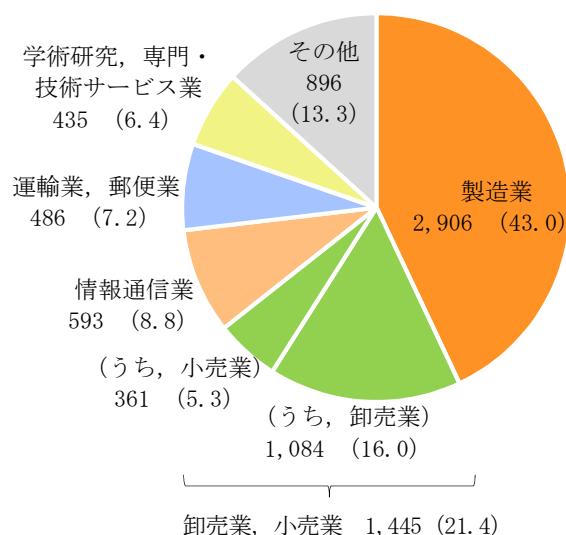
ア 全体の状況（第3図、第4表参照）

下請法違反事件に係る措置件数は 6,761 件であり、平成 28 年度に比べて 448 件増加した。措置件数を業種別にみると、①製造業が最も多く（2,906 件、43.0%）、②卸売業、小売業（1,445 件、21.4%）、③情報通信業（593 件、8.8%）、④運輸業、郵便業（486 件、7.2%）がこれに続いている。

これら 4 業種の措置件数を平成 28 年度と比べると、いずれも増加している（それぞれ①230 件増、②44 件増、③51 件増、④47 件増）。これら 4 業種は平成 28 年度においても措置件数の多い上位 4 業種であり、かつ、順位も変わっていない。

第3図 措置件数（6,761 件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

[単位：件，（%）]



（注）（ ）内の数値は措置件数全体に占める比率である。

第4表 措置件数（6,761 件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

[単位：件，（%）]

	製造業	卸売業、小売業			情報通信業	運輸業、郵便業	学術研究、専門・技術サービス業	その他	合計
		卸売業	小売業	小計					
平成29年度	2,906 (43.0)	1,084 (16.0)	361 (5.3)	1,445 (21.4)	593 (8.8)	486 (7.2)	435 (6.4)	896 (13.3)	6,761 (100)
平成28年度	2,676 (42.4)	1,037 (16.4)	364 (5.8)	1,401 (22.2)	542 (8.6)	439 (7.0)	384 (6.1)	871 (13.8)	6,313 (100)
平成27年度	2,379 (39.8)	1,115 (18.6)	400 (6.7)	1,515 (25.3)	526 (8.8)	453 (7.6)	336 (5.6)	775 (13.0)	5,984 (100)

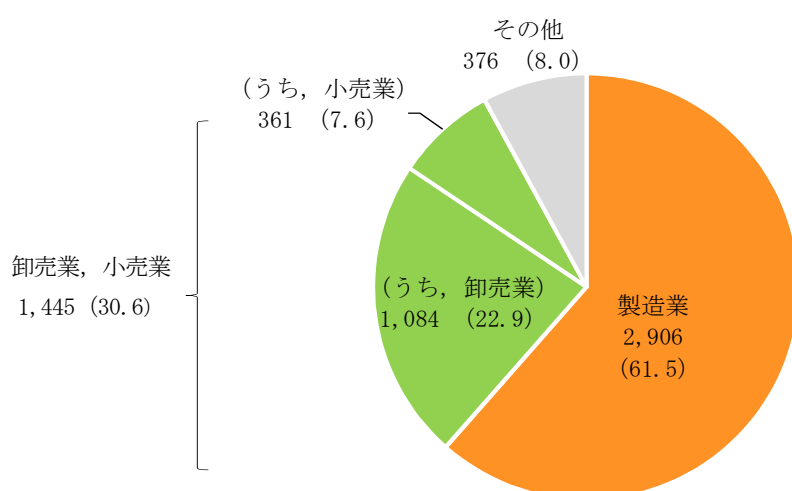
イ 製造委託等の状況（第4図、第5表参照）

製造委託等に係る措置件数は4,727件であり、平成28年度に比べて271件増加した。措置件数を業種別にみると、①製造業が最も多く（2,906件、61.5%）、②卸売業、小売業（1,445件、30.6%）がこれに続いており、これら2業種で全体の9割以上を占めている。

これら2業種の措置件数を平成28年度と比べると、いずれも増加している（それぞれ①230件増、②44件増）。これら2業種は平成28年度においても措置件数の多い上位2業種であり、かつ、順位も変わっていない。

第4図 製造委託等に係る措置件数（4,727件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

[単位：件，（%）]



（注）（ ）内の数値は製造委託等に係る措置件数に占める比率である。

第5表 製造委託等に係る措置件数（4,727件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

[単位：件，（%）]

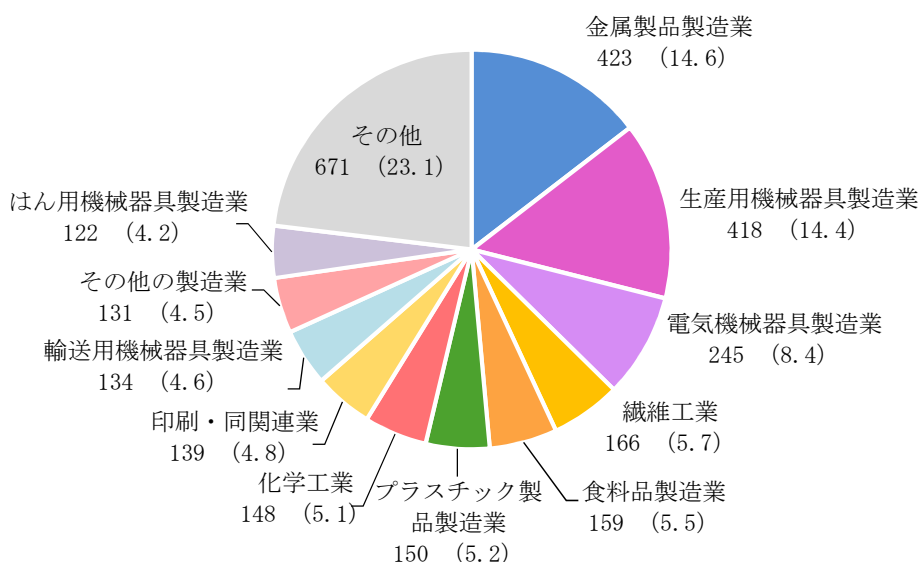
	製造業	卸売業、小売業			その他	合計
		卸売業	小売業	小計		
平成29年度	2,906 (61.5)	1,084 (22.9)	361 (7.6)	1,445 (30.6)	376 (8.0)	4,727 (100)
平成28年度	2,676 (60.1)	1,037 (23.3)	364 (8.2)	1,401 (31.4)	379 (8.5)	4,456 (100)
平成27年度	2,379 (56.3)	1,115 (26.4)	400 (9.5)	1,515 (35.8)	334 (7.9)	4,228 (100)

なお、製造業に対する措置件数（2,906 件）の内訳としては、①金属製品製造業が最も多く（423 件、14.6%）、②生産用機械器具製造業（418 件、14.4%）、③電気機械器具製造業（245 件、8.4%）、④繊維工業（166 件、5.7%）がこれに続いている。

これら 4 業種の措置件数を平成 28 年度と比べると、①金属製品製造業、②生産用機械器具製造業、③電気機械器具製造業は増加している（それぞれ①89 件、②66 件、③40 件増）。一方、④繊維工業は平成 28 年度に比べて減少している（④9 件減）。これら 4 業種は平成 28 年度においても措置件数の多い上位 4 業種である。

第 4－1 図 製造業に対する措置件数（2,906 件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件，（％）]



（注）（ ）内の数値は製造業に対する措置件数に占める比率である。

第 5－1 表 製造業に対する措置件数（2,906 件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件，（％）]

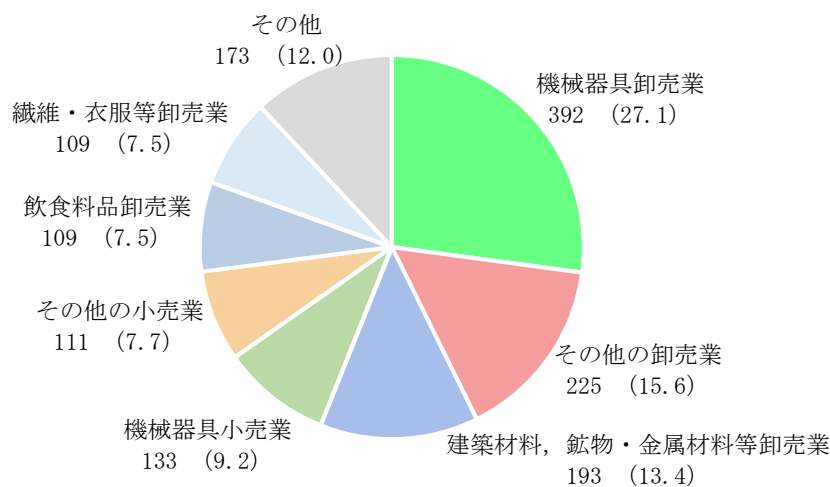
	金属製品製造業	生産用機械器具製造業	電気機械器具製造業	繊維工業	食料品製造業	プラスチック製品製造業	化学工業	印刷・同関連業	輸送用機械器具製造業	その他の製造業	はん用機械器具製造業	その他	合計
平成29年度	423 (14.6)	418 (14.4)	245 (8.4)	166 (5.7)	159 (5.5)	150 (5.2)	148 (5.1)	139 (4.8)	134 (4.6)	131 (4.5)	122 (4.2)	671 (23.1)	2,906 (100)
平成28年度	334 (12.5)	352 (13.2)	205 (7.7)	175 (6.5)	152 (5.7)	127 (4.7)	127 (4.7)	152 (5.7)	142 (5.3)	106 (4.0)	141 (5.3)	663 (24.8)	2,676 (100)
平成27年度	224 (9.4)	314 (13.2)	182 (7.7)	140 (5.9)	183 (7.7)	137 (5.8)	124 (5.2)	101 (4.2)	130 (5.5)	97 (4.1)	129 (5.4)	618 (26.0)	2,379 (100)

また、卸売業、小売業に対する措置件数（1,445 件）の内訳としては、①機械器具卸売業が最も多く（392 件, 27.1%）、②その他の卸売業（225 件, 15.6%）、③建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（193 件, 13.4%）がこれに続いている。

これら 3 業種の措置件数を平成 28 年度と比べると、①機械器具卸売業、②その他の卸売業は増加している（それぞれ①49 件、②12 件増）。一方、③建築材料、鉱物・金属材料等卸売業は平成 28 年度に比べて減少している（③20 件減）。これら 3 業種は平成 28 年度においても措置件数の多い上位 3 業種である。

第 4－2 図 卸売業、小売業に対する措置件数（1,445 件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件，（％）]



（注）（ ）内の数値は卸売業、小売業に対する措置件数に占める比率である。

第 5－2 表 卸売業、小売業に対する措置件数（1,445 件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件，（％）]

	機械器具卸売業	その他の卸売業	建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業	機械器具小売業	その他の小売業	飲食料品卸売業	繊維・衣類等卸売業	その他	合計
平成29年度	392 (27.1)	225 (15.6)	193 (13.4)	133 (9.2)	111 (7.7)	109 (7.5)	109 (7.5)	173 (12.0)	1,445 (100)
平成28年度	343 (24.5)	213 (15.2)	213 (15.2)	152 (10.8)	106 (7.6)	123 (8.8)	99 (7.1)	152 (10.8)	1,401 (100)
平成27年度	347 (22.9)	260 (17.2)	243 (16.0)	156 (10.3)	128 (8.4)	122 (8.1)	106 (7.0)	153 (10.1)	1,515 (100)

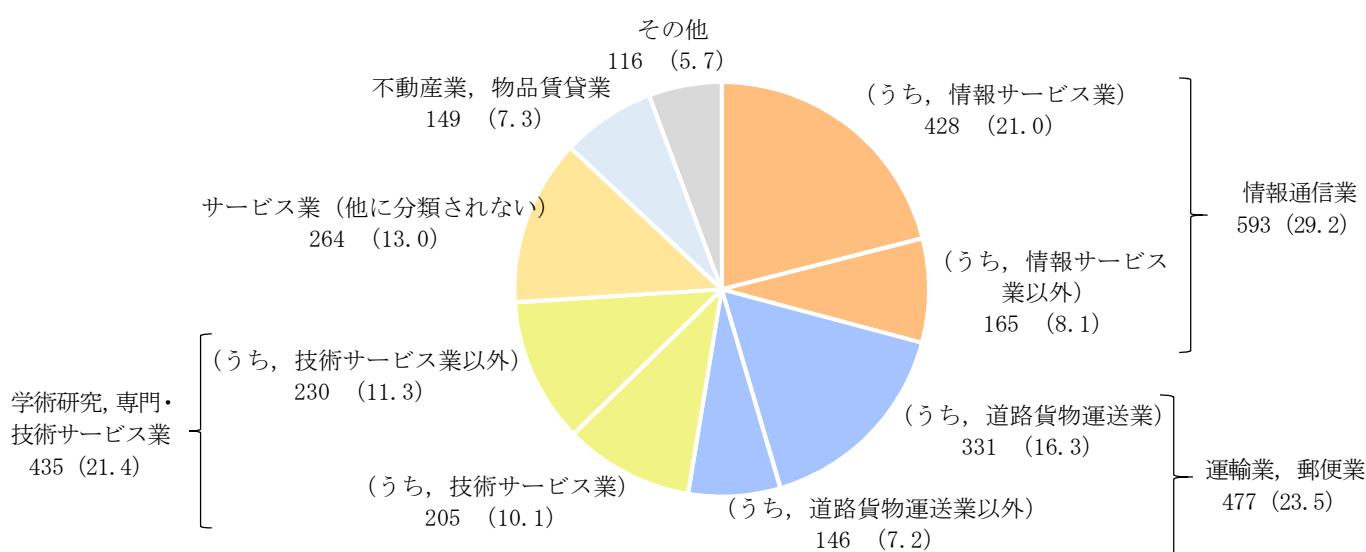
ウ 役務委託等の状況（第5図、第6表参照）

役務委託等に係る措置件数は2,034件であり、平成28年度に比べて177件増加した。措置件数を業種別にみると、①情報通信業が最も多く（593件、29.2%）、②運輸業、郵便業（477件、23.5%）、③学術研究、専門・技術サービス業（435件、21.4%）がこれに続いている。

これら3業種の措置件数を平成28年度と比べると、いずれも増加している（それぞれ①51件増、②45件増、③51件増）。これら3業種は平成28年度においても措置件数の多い上位3業種であり、かつ、順位も変わっていない。

第5図 役務委託等に係る措置件数（2,034件）の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件，（%）]



第6表 役務委託等に係る措置件数（2,034件）の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件，（%）]

	情報通信業			運輸業、郵便業			学術研究、 専門・技術サービス業			サービス業 （他に分類 されない）	不動産業、 物品賃貸業	その他	合計
	情報 サービス業	情報 サービス業 以外	小計	道路貨物 運送業	道路貨物 運送業 以外	小計	技術 サービス業	技術 サービス業 以外	小計				
平成29年度	428 (21.0)	165 (8.1)	593 (29.2)	331 (16.3)	146 (7.2)	477 (23.5)	205 (10.1)	230 (11.3)	435 (21.4)	264 (13.0)	149 (7.3)	116 (5.7)	2,034 (100)
平成28年度	375 (20.2)	167 (9.0)	542 (29.2)	291 (15.7)	141 (7.6)	432 (23.3)	208 (11.2)	176 (9.5)	384 (20.7)	283 (15.2)	108 (5.8)	108 (5.8)	1,857 (100)
平成27年度	382 (21.8)	144 (8.2)	526 (30.0)	290 (16.5)	153 (8.7)	443 (25.2)	139 (7.9)	197 (11.2)	336 (19.1)	235 (13.4)	115 (6.5)	101 (5.8)	1,756 (100)

(3) 下請法違反行為の類型別件数等（第 7 表参照）

ア 全体の状況（第 6 図参照）

- (7) 勧告又は指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると全体で 11,749 件となり、そのうち、発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第 3 条又は第 5 条違反）が 5,971 件、親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第 4 条違反）が 5,778 件となっている。手続規定違反は平成 28 年度の 5,435 件から 5,971 件に 536 件増加している。一方、実体規定違反は平成 28 年度の 5,815 件から 5,778 件に 37 件減少している。
- (4) 実体規定違反件数 5,778 件の行為類型別内訳をみると、①支払遅延は平成 28 年度の 3,375 件から 3,129 件（実体規定違反行為の類型別件数の合計の 54.2%）に 246 件減少、②買ったときは平成 28 年度の 1,143 件から 1,179 件（同 20.4%）に 36 件増加、③下請代金の減額は平成 28 年度の 489 件から 611 件（同 10.6%）に 122 件増加しており、これら 3 つの行為類型で全体の 9 割近くを占めている。

第7表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件，（％）]

	手 続 規 定			実 体 規 定												合 計
	書面交付義務	書類保存義務	小 計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小 計	
平成29年度	5,322 (89.1)	649 (10.9)	5,971 (100.0)	23 (0.4)	3,129 (54.2)	611 (10.6)	20 (0.3)	1,179 (20.4)	94 (1.6)	92 (1.6)	324 (5.6)	261 (4.5)	45 (0.8)	0 (0)	5,778 (100)	11,749
製造委託等	3,826 (89.5)	448 (10.5)	4,274 (100.0)	19 (0.5)	1,988 (48.2)	461 (11.2)	19 (0.5)	932 (22.6)	62 (1.5)	89 (2.2)	311 (7.5)	212 (5.1)	29 (0.7)	0 (0)	4,122 (100)	8,396
役務委託等	1,496 (88.2)	201 (11.8)	1,697 (100.0)	4 (0.2)	1,141 (68.9)	150 (9.1)	1 (0.1)	247 (14.9)	32 (1.9)	3 (0.2)	13 (0.8)	49 (3.0)	16 (1.0)	0 (0)	1,656 (100)	3,353
平成28年度	4,806 (88.4)	629 (11.6)	5,435 (100.0)	34 (0.6)	3,375 (58.0)	489 (8.4)	15 (0.3)	1,143 (19.7)	78 (1.3)	59 (1.0)	365 (6.3)	208 (3.6)	49 (0.8)	0 (0)	5,815 (100)	11,250
製造委託等	3,555 (88.6)	457 (11.4)	4,012 (100.0)	30 (0.7)	2,184 (52.3)	393 (9.4)	14 (0.3)	901 (21.6)	46 (1.1)	58 (1.4)	347 (8.3)	168 (4.0)	34 (0.8)	0 (0)	4,175 (100)	8,187
役務委託等	1,251 (87.9)	172 (12.1)	1,423 (100.0)	4 (0.2)	1,191 (72.6)	96 (5.9)	1 (0.1)	242 (14.8)	32 (2.0)	1 (0.1)	18 (1.1)	40 (2.4)	15 (0.9)	0 (0)	1,640 (100)	3,063
平成27年度	4,507 (90.6)	470 (9.4)	4,977 (100.0)	19 (0.4)	3,131 (66.7)	373 (7.9)	14 (0.3)	631 (13.4)	69 (1.5)	56 (1.2)	210 (4.5)	161 (3.4)	33 (0.7)	0 (0)	4,697 (100)	9,674
製造委託等	3,294 (90.5)	344 (9.5)	3,638 (100.0)	17 (0.5)	2,070 (61.7)	281 (8.4)	12 (0.4)	518 (15.4)	42 (1.3)	53 (1.6)	201 (6.0)	138 (4.1)	24 (0.7)	0 (0)	3,356 (100)	6,994
役務委託等	1,213 (90.6)	126 (9.4)	1,339 (100.0)	2 (0.1)	1,061 (79.1)	92 (6.9)	2 (0.1)	113 (8.4)	27 (2.0)	3 (0.2)	9 (0.7)	23 (1.7)	9 (0.7)	0 (0)	1,341 (100)	2,680

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

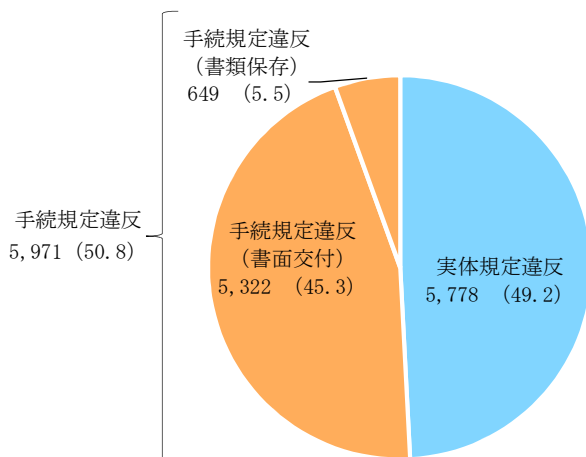
(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(注3) () 内の数値は各手続規定違反類型又は各実体規定違反類型のそれぞれの小計の件数に占める比率である。

第6-1図

類型別件数（11,749件）の内訳

[単位：件，（％）]

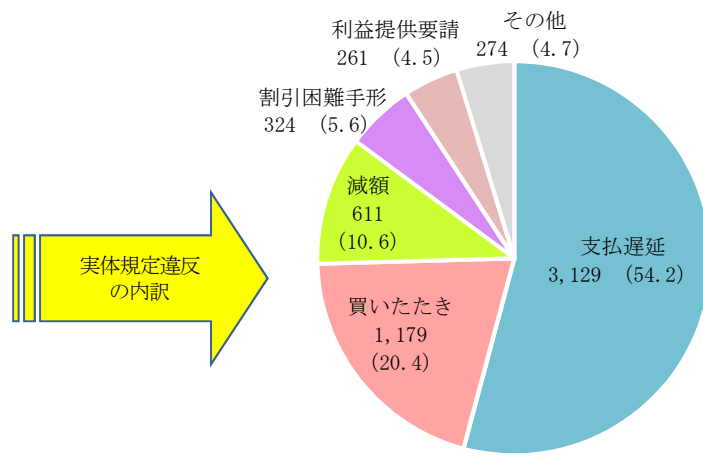


(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。

第6-2図

実体規定違反件数（5,778件）の行為類型別内訳

[単位：件，（％）]



(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

イ 製造委託等の状況（第7図、第8表参照）

製造委託等に係る違反行為類型別件数は 8,396 件であり、そのうち、手続規定違反件数は 4,274 件、実体規定違反件数は 4,122 件となっている。

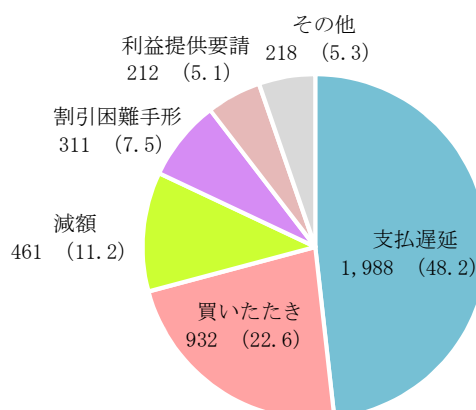
実体規定違反件数 4,122 件の行為類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が最も多く（1,988 件、48.2%）、②買ったたき（932 件、22.6%）、③下請代金の減額（461 件、11.2%）がこれに続いており、これら 3 類型で全体の 8 割以上を占めている。

これら 3 類型の違反件数を平成 28 年度と比べると、②買ったたき、③下請代金の減額は増加している（それぞれ②31 件増、③68 件増）。一方、①下請代金の支払遅延は平成 28 年度に比べて減少している（①196 件減）。これら 3 類型は平成 28 年度においても違反件数の多い上位 3 類型であり、かつ、順位も変わっていない。

なお、後記ウの役務委託等に比べて買ったたき及び下請代金の減額の割合がより高くなっている。

第7図 製造委託等に係る実体規定違反件数（4,122 件）の行為類型別内訳

[単位：件，（%）]



（注）（ ）内の数値は製造委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

第8表 製造委託等に係る実体規定違反件数（4,122 件）の行為類型別内訳

[単位：件，（%）]

	支払遅延	買ったたき	減額	割引困難手形	利益提供要請	早期決済	購入等強制	やり直し等	受領拒否	返品	報復措置	合計
平成29年度	1,988 (48.2)	932 (22.6)	461 (11.2)	311 (7.5)	212 (5.1)	89 (2.2)	62 (1.5)	29 (0.7)	19 (0.5)	19 (0.5)	0 (0)	4,122 (100)
平成28年度	2,184 (52.3)	901 (21.6)	393 (9.4)	347 (8.3)	168 (4.0)	58 (1.4)	46 (1.1)	34 (0.8)	30 (0.7)	14 (0.3)	0 (0)	4,175 (100)
平成27年度	2,070 (61.7)	518 (15.4)	281 (8.4)	201 (6.0)	138 (4.1)	53 (1.6)	42 (1.3)	24 (0.7)	17 (0.5)	12 (0.4)	0 (0)	3,356 (100)

（注）違反行為類型は、平成 29 年度における違反件数の多い順に左から並べている。

ウ 役務委託等の状況（第8図、第9表参照）

役務委託等に係る違反行為類型別件数は 3,353 件であり、そのうち、手続規定違反件数は 1,697 件、実体規定違反件数は 1,656 件となっている。

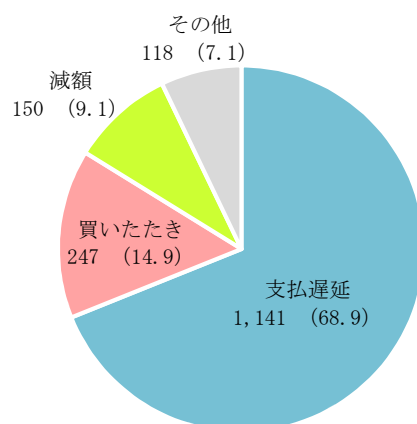
実体規定違反件数 1,656 件の行為類型別内訳としては、①下請代金の支払遅延が最も多く（1,141 件、68.9%）、②買ったたき（247 件、14.9%）、③下請代金の減額（150 件、9.1%）がこれに続いており、これら 3 類型で全体の 9 割以上を占めている。

これら 3 類型の違反件数を平成 28 年度と比べると、②買ったたき、③下請代金の減額は増加している（それぞれ② 5 件増、③ 54 件増）。一方、①下請代金の支払遅延は平成 28 年度に比べて減少している（① 50 件減）。これら 3 類型は平成 28 年度においても違反件数の多い上位 3 類型であり、かつ、順位も変わっていない。

なお、前記イの製造委託等に比べて下請代金の支払遅延の割合がより高くなっている。

第8図 役務委託等に係る実体規定違反件数（1,656 件）の行為類型別内訳

[単位：件，（%）]



（注）（ ）内の数値は役務委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。

第9表 役務委託等に係る実体規定違反件数（1,656 件）の行為類型別内訳

[単位：件，（%）]

	支払遅延	買ったたき	減額	利益提供要請	購入等強制	やり直し等	割引困難手形	受領拒否	早期決済	返品	報復措置	合計
平成29年度	1,141 (68.9)	247 (14.9)	150 (9.1)	49 (3.0)	32 (1.9)	16 (1.0)	13 (0.8)	4 (0.2)	3 (0.2)	1 (0.1)	0 (0.0)	1,656 (100)
平成28年度	1,191 (72.6)	242 (14.8)	96 (5.9)	40 (2.4)	32 (2.0)	15 (0.9)	18 (1.1)	4 (0.2)	1 (0.1)	1 (0.1)	0 (0)	1,640 (100)
平成27年度	1,061 (79.1)	113 (8.4)	92 (6.9)	23 (1.7)	27 (2.0)	9 (0.7)	9 (0.7)	2 (0.1)	3 (0.2)	2 (0.1)	0 (0)	1,341 (100)

（注）違反行為類型は、平成 29 年度における違反件数の多い順に左から並べている。

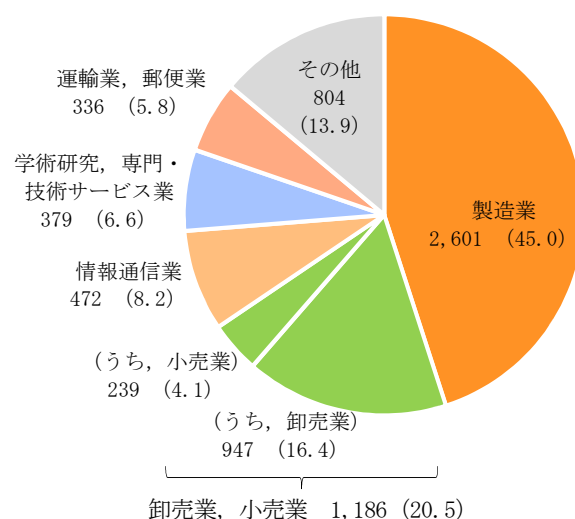
エ 実体規定違反件数の業種別内訳等（第9図、第10表参照）

実体規定違反件数は5,778件であり、これを業種別にみると、①製造業が最も多く（2,601件、45.0%）、②卸売業、小売業（1,186件、20.5%）、③情報通信業（472件、8.2%）がこれに続いており、全体の措置件数の業種別内訳（第3図参照）と同様の順位となっている。

これら3業種の違反件数を平成28年度と比べると、①製造業は増加している（①109件増）。一方、②卸売業、小売業、③情報通信業は平成28年度に比べて減少している（それぞれ②136件減、③28件減）。これら3業種は平成28年度においても違反件数の多い上位3業種であり、かつ、順位も変わっていない。

第9-1図 実体規定違反件数（5,778件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

[単位：件、（%）]



(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

第10-1表 実体規定違反件数（5,778件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

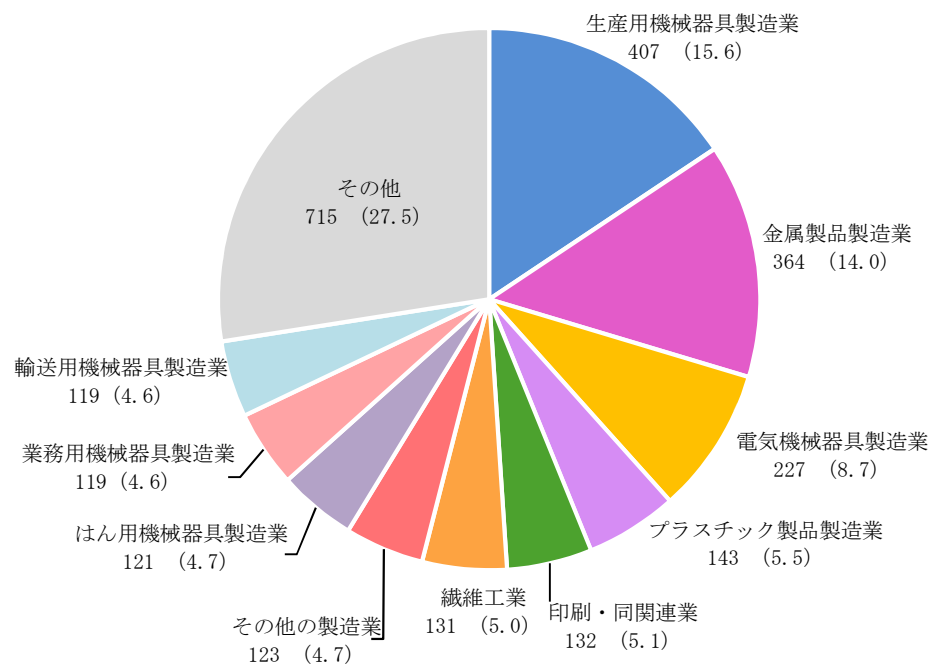
[単位：件、（%）]

	製造業	卸売業、小売業			情報通信業	学術研究、専門・技術サービス業	運輸業、郵便業	サービス業（他に分類されない）	建設業	その他	合計
		卸売業	小売業	小計							
平成29年度	2,601 (45.0)	947 (16.4)	239 (4.1)	1,186 (20.5)	472 (8.2)	379 (6.6)	336 (5.8)	272 (4.7)	158 (2.7)	374 (6.5)	5,778 (100)
平成28年度	2,492 (42.9)	1,022 (17.6)	300 (5.2)	1,322 (22.8)	500 (8.6)	382 (6.6)	328 (5.6)	276 (4.7)	274 (4.7)	241 (4.1)	5,815 (100)
平成27年度	1,883 (40.1)	916 (19.5)	305 (6.5)	1,221 (26.0)	406 (8.6)	281 (6.0)	330 (7.0)	193 (4.1)	84 (1.8)	299 (6.4)	4,697 (100)

なお、製造業のうち実体規定違反の件数を平成 28 年度と比べると、生産用機械器具製造業が最も多く増加しており（46 件増）、業務用機械器具製造業（38 件増）、電気機械器具製造業（30 件増）がこれに続いている。一方、印刷・同関連業は減少している（36 件減）。

第 9－2 図 製造業に対する実体規定違反件数（2,601 件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件，（％）]



（注）（ ）内の数値は製造業に対する実体規定違反件数の合計に占める比率である。

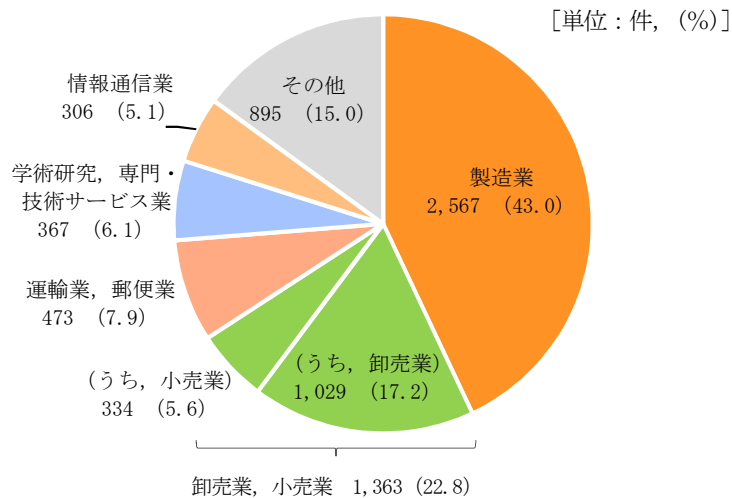
第 10－2 表 製造業に対する実体規定違反件数（2,601 件）の内訳（日本標準産業分類中分類）

[単位：件，（％）]

	生産用機械器具製造業	金属製品製造業	電気機械器具製造業	プラスチック製品製造業	印刷・同関連業	繊維工業	その他の製造業	はん用機械器具製造業	業務用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	その他	合計
平成29年度	407 (15.6)	364 (14.0)	227 (8.7)	143 (5.5)	132 (5.1)	131 (5.0)	123 (4.7)	121 (4.7)	119 (4.6)	119 (4.6)	715 (27.5)	2,601 (100)
平成28年度	361 (14.5)	342 (13.7)	197 (7.9)	130 (5.2)	168 (6.7)	160 (6.4)	121 (4.9)	135 (5.4)	81 (3.3)	114 (4.6)	683 (27.4)	2,492 (100)
平成27年度	272 (14.4)	188 (10.0)	181 (9.6)	108 (5.7)	89 (4.7)	107 (5.7)	75 (4.0)	92 (4.9)	63 (3.3)	101 (5.4)	607 (32.2)	1,883 (100)

（注）業種は、平成 29 年度における違反件数の多い順に左から並べている。

【参考】手続規定違反件数（5,971 件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）



（注）（ ）内の数値は手続規定違反件数の合計に占める比率である。

【参考】手続規定違反件数（5,971 件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

[単位：件，（％）]

	製造業	卸売業、小売業			運輸業、郵便業	学術研究、専門・技術サービス業	情報通信業	サービス業（他に分類されない）	建設業	その他	合計
		卸売業	小売業	小計							
平成29年度	2,567 (43.0)	1,029 (17.2)	334 (5.6)	1,363 (22.8)	473 (7.9)	367 (6.1)	306 (5.1)	236 (4.0)	124 (2.1)	535 (9.0)	5,971 (100)
平成28年度	2,416 (44.5)	960 (17.7)	318 (5.9)	1,278 (23.6)	411 (7.6)	286 (5.3)	317 (5.8)	252 (4.6)	179 (3.3)	296 (5.4)	5,435 (100)
平成27年度	2,001 (40.2)	981 (19.7)	343 (6.9)	1,324 (26.6)	391 (7.9)	260 (5.2)	341 (6.9)	208 (4.2)	84 (1.7)	368 (7.4)	4,977 (100)

オ 実体規定違反行為類型別における違反件数の業種別内訳（参考資料2 参照）

実体規定違反行為類型別における違反件数が多い3 類型（下請代金の支払遅延，買ったとき及び下請代金の減額）について，それぞれの業種別内訳をみると以下のとおりである（違反行為類型別の業種別内訳の詳細については，参考資料2 を参照。）。

(ア) 下請代金の支払遅延に係る違反件数の業種別内訳

下請代金の支払遅延に係る違反件数は 3,129 件であり，平成 28 年度に比べて 246 件減少している。違反件数を業種別にみると，①情報サービス業が最も多く（273 件，8.7％），②生産用機械器具製造業（185 件，5.9％），③機械器具卸売業（169 件，5.4％）がこれに続いている。

また，平成 29 年度における上位 10 業種の違反件数を平成 28 年度と比べると，電気機械器具製造業が最も増加しており（12 件増），専門サービス業（10 件増），生産用機械器具製造業（9 件増）がこれに続いている。一方，機械器具卸売業は最も減少しており（32 件減），情報サービス業がこ

れに続いている（29 件減）。

なお、平成 29 年度における上位 10 業種の順位を平成 28 年度と比べると、上位 7 業種は同じである。

(イ) 買ったたきに係る違反件数の業種別内訳

買ったたきに係る違反件数は 1,179 件であり、平成 28 年度に比べて 36 件増加している。違反件数を業種別にみると、①金属製品製造業が最も多く（109 件，9.2%），②生産用機械器具製造業（104 件，8.8%），③機械器具卸売業（64 件，5.4%）がこれに続いている。

また、平成 29 年度における上位 10 業種の違反件数を平成 28 年度と比べると、生産用機械器具製造業が最も増加しており（25 件増）、金属製品製造業（24 件増）、電気機械器具製造業（10 件増）がこれに続いている。一方、道路貨物運送業は平成 28 年度に比べて最も減少しており（16 件減）、繊維工業（9 件減）がこれに続いている。

なお、平成 29 年度における上位 10 業種の順位を平成 28 年度と比べると、第 1 位から第 3 位までの業種は同じであり、かつ、順位も変わっていない。

(ウ) 下請代金の減額に係る違反件数の業種別内訳

下請代金の減額に係る違反件数は 611 件であり、平成 28 年度に比べて 122 件増加している。違反件数を業種別にみると、①金属製品製造業が最も多く（40 件，6.5%），②生産用機械器具製造業（37 件，6.1%），③機械器具卸売業（35 件，5.7%）がこれに続いている。

また、平成 29 年度における上位 10 業種の違反件数を平成 28 年度と比べると、道路貨物運送業が最も増加しており（13 件増）、生産用機械器具製造業（12 件増）がこれに続いている。

なお、平成 29 年度における上位 10 業種の順位を平成 28 年度と比べると、平成 28 年度に第 1 位であったその他の卸売業が平成 29 年度では第 7 位になるなど、順位が変動しているものの、平成 29 年度の上位 10 業種のうち 8 業種は同じである。

(4) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第 11 表，第 12 表，第 10～12 図参照）

平成 29 年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者 308 名から、下請事業者 11,025 名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額 33 億 6716 万円相当の原状回復が行われた。

原状回復額を業種別にみると、①製造業が最も多く（28 億 5439 万円，84.8%），②卸売業，小売業（4 億 2838 万円，12.7%），③学術研究，専門・技術サービス業（3841 万円，1.1%）がこれに続いている。これら 3 業種の原状回復額を平成 28 年度と比べると、製造業が最も増加しており（23 億 2742 万円増）、学術研究，専門・技術サービス業（2801 万円増）がこれに続いている。一方、卸売業，小売業は減少している（13 億 6763 万円減）。

第 11 表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った 親事業者数 (注 2)	返還等を受けた 下請事業者数 (注 2)	返還等の金額 (注 1) (原状回復額)
減額	29年度	140名	7,659名	16億7800万円
	28年度	131名	4,060名	18億4452万円
	27年度	93名	4,405名	7億7050万円
受領拒否	29年度	3名	162名	14億7624万円
	28年度	—	—	—
	27年度	1名	4名	71万円
支払遅延	29年度	138名	3,015名	1億9675万円
	28年度	144名	2,076名	6958万円
	27年度	124名	2,857名	3億2691万円
不当な経済上の 利益の提供要請	29年度	8名	47名	633万円
	28年度	8名	98名	2190万円
	27年度	4名	123名	3078万円
返品	29年度	11名	107名	360万円
	28年度	2名	17名	3億3957万円
	27年度	7名	161名	1億7896万円
買ったたき	29年度	1名	1名	289万円
	28年度	1名	10名	8411万円
	27年度	2名	2名	38万円
有償支給原材料等 の対価の早期決済	29年度	4名	19名	168万円
	28年度	5名	24名	58万円
	27年度	1名	1名	18万円
割引困難な 手形の交付	29年度	1名	5名	158万円
	28年度	1名	5名	44万円
	27年度	1名	4名	44万円
購入等強制	29年度	2名	10名	6万円
	28年度	7名	221名	2359万円
	27年度	1名	199名	25万円
やり直し等	29年度	—	—	—
	28年度	3名	3名	1498万円
	27年度	2名	4名	1706万円
合計	29年度	308名	11,025名	33億6716万円
	28年度	302名	6,514名	23億9931万円
	27年度	236名	7,760名	13億2622万円

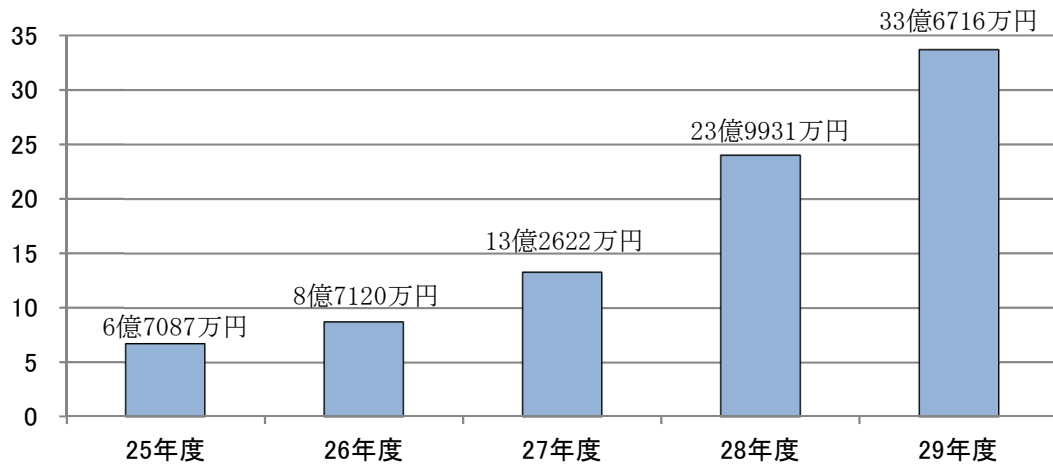
(注 1) 違反行為類型ごとの原状回復額は 1 万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注 2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注 3) 該当がない場合を「—」で示した。

第10図 原状回復額の推移

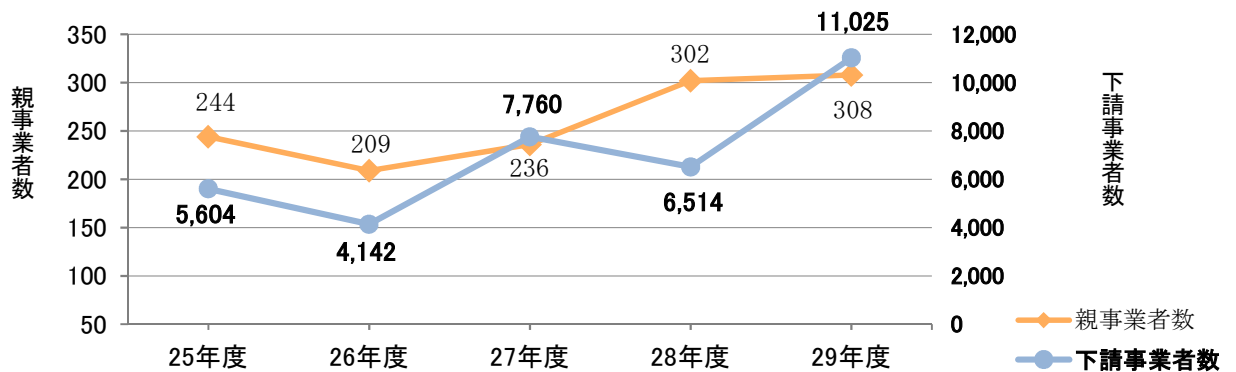
[単位：億円]



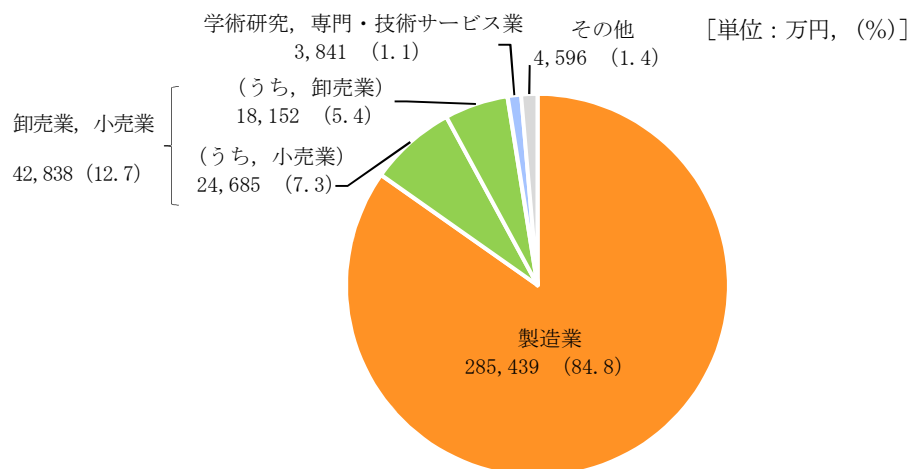
第11図 原状回復を行った親事業者数・原状回復を受けた下請事業者数の推移

[単位：名]

[単位：名]



第12図 原状回復額（33億6716万円）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）



(注1) 業種ごとの原状回復額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない。

(注2) () 内の数値は原状回復額全体に占める比率である。

第 12 表 原状回復額（33 億 6716 万円）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類）

[単位：万円，（％）]

	製造業	卸売業，小売業			学術研究， 専門・技術 サービス業	運輸業，郵 便業	複合サービ ス業	その他	合計
		小売業	卸売業	小計					
平成29年度	285,439 (84.8)	24,685 (7.3)	18,152 (5.4)	42,838 (12.7)	3,841 (1.1)	1,828 (0.5)	939 (0.3)	1,831 (0.5)	336,716 (100)
平成28年度	52,697 (22.0)	60,704 (25.3)	118,897 (49.6)	179,601 (74.9)	1,040 (0.4)	331 (0.1)	39 (0.0)	6,223 (2.6)	239,931 (100)
平成27年度	10,292 (7.8)	7,705 (5.8)	17,577 (13.3)	25,282 (19.1)	4,481 (3.4)	834 (0.6)	89,688 (67.6)	2,045 (1.5)	132,622 (100)

(注) 業種ごとの原状回復額は 1 万円未満を切り捨てているため，各金額の合計額と総額とは一致しない。

(5) 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案（第 13 表参照）

公正取引委員会は，親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み，公正取引委員会が調査に着手する前に，違反行為を自発的に申し出，かつ，下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等，自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については，親事業者の法令遵守を促す観点から，下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし，この旨を公表している（平成 20 年 12 月 17 日公表^(注1)）。

平成 29 年度においては，上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は 47 件であり，当該申出件数は平成 26 年度以降，50 件前後で推移している。また，同年度に処理した自発的な申出は 46 件であり，そのうちの 5 件については，違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。平成 29 年度においては，親事業者からの違反行為の自発的な申出により，下請事業者 1,068 名に対し，下請代金の減額分の返還等，総額 18 億 4795 万円相当の原状回復が行われた^(注2)。

なお，勧告に相当するような事案に対して上記のような取扱いを行った件数は，これまで 24 件である（平成 20 年度 2 件，平成 24 年度 3 件，平成 25 年度 1 件，平成 26 年度 1 件，平成 27 年度 2 件，平成 28 年度 10 件，平成 29 年度 5 件）。

(注 1) http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

(注 2) 前記(4) (18 頁) 記載の金額に含まれている。

第 13 表 自発的な申出の件数

[単位：件]

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
14	47	52	61	47

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

特に、親事業者による違反行為の未然防止や事業者からの下請法違反行為に係る情報提供に資するよう、違反行為事例の充実等を内容とした「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正等を平成28年12月14日に実施しており、平成29年度においても、公正取引委員会が主催する下請法等の講習会等において説明を行うなど、その内容について普及・啓発を図っている。

平成29年度の状況は次のとおりである。

1 下請取引適正化推進月間の実施

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/oct/171002_1.html

(1) 下請取引適正化推進講習会

平成29年度においては、47都道府県62会場（うち公正取引委員会主催分26都道府県33会場）で実施した。

この講習会においては、公正取引委員会と中小企業庁が共通の講習会テキスト（下請取引適正化推進講習会テキスト）を用いている。

（参考）平成29年度下請取引適正化推進講習会テキスト

<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.files/H29textbook.pdf>

(2) キャンペーン標語の一般公募

平成29年度においては、下請取引適正化推進月間を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、「取引条件 相互に築く 未来と信頼」を特選作品として選定した。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/oct/171002_1.files/29fyposter.pdf

(3) 下請法遵守の要請文書の発出

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。

平成29年度においては、親事業者約210,000名及び関係事業者団体約650団体に対し、11月15日に要請を行った。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/nov/171115_1.html

2 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

平成 29 年度においては、59 回の講習会を実施した。

(2) 応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや事例研究を中心とした応用的な内容に関する講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を有する者を対象とした「応用講習会」を実施している。

平成 29 年度においては、13 回（うち 3 回は自動車関連事業者向け、1 回は卸・小売事業者向け。）の講習会を実施した。

(3) 業種別講習会

過去に下請法等に係る違反行為がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施している。

平成 29 年度においては、荷主・物流事業者向けに 10 回、ブライダル業者・葬儀業者向けに 7 回、大規模小売業者向けに 7 回の講習会を実施した。

3 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

平成 29 年度においては、9,239 件の相談に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成 29 年度においては、60 か所で実施した。

<http://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（約 2,300 か所）を活用し、相談を受け付けている。

平成 29 年度においては、全国の商工会議所及び商工会で従事する経営指導員向けの研修会等へ 35 回講師を派遣するとともに、中小事業者向けリーフレット（「1 分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

4 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成 29 年度における下請取引等改善協力委員（定員）は 153 名である。

平成 29 年度においては、5 月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。寄せられた主な意見の概要は別紙 4 のとおりである。

5 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

平成 29 年度においては、事業者団体等へ 92 回講師を派遣した。

6 取引実態調査等

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を図る必要性が大きい分野について、実態調査等を実施し、独占禁止法及び下請法の普及・啓発等に活用している。

平成 29 年度においては、大規模小売業者と納入業者との取引を対象とする実態調査を実施し、その結果を公表した（平成 30 年 1 月 31 日）。また、平成 28 年度に引き続き、荷主と物流事業者との取引に関する書面調査を実施した。

(1) 大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査

大規模小売業者の間では、消費者のニーズに対応するための競争が活発に行われる一方で、公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為について、平成 25 年以降、毎年 20 件前後の注意を小売業者（スーパーマーケット、ドラッグストア等）に対して行っている。このような実情を踏まえ、公正取引委員会は、大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査を実施した。

実態調査は、納入業者を対象に調査票（31,955 通）を発送して行った。当該調査の結果、納入業者が、主要取引先から問題となり得る行為を一つ以上受けたと回答した取引は、集計対象取引全体の 15.9%であった。行為類型別の状況をみると、「協賛金等の負担の要請」が 6.7%と最も多く、次いで「返品」が 6.4%、「取引の対価の一方的決定（買ったたき）」が 3.6%と続いており、これら三つの行為類型は他の行為類型に比べて問題となり得る行為がみられた取引の割合が大きかった。また、業態別の状況をみると、「ドラッグストア」、「ホームセンター」及び「ディスカウントストア」は、その取引の 20%超において問題となり得る行為が存在し、これら三つの業態は他の業態に比べて問題となり得る行為がみられた取引の割合が大きかった。

調査結果を踏まえ、違反行為の未然防止及び取引の公正化の観点から、関係事業者団体に対して、本調査結果を示すとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。また、大規模小売業者向けの講習会を実施している。

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/jan/180131.files/180131honbun.pdf>

(2) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成 16 年 3 月 8 日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成 29 年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主 30,000 名及び物流事業者 40,000 名を対象とする書面調査を実施した。当該調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた 596 名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（平成 30 年 3 月）。

当該 596 名の荷主のうち、業種について回答のあった 588 名を業種別にみると、製造業が最も多く（280 名，47.6%），卸売業（130 名，22.1%），建設業（38 名，6.5%）がこれに続いている。また、問題となるおそれがある行為 677 件を類型別にみると、代金の支払遅延が最も多く（232 件，34.3%），発注内容の変更（200 件，29.5%），代金の減額（115 件，17.0%）がこれに続いている（別紙 5 参照）。

第3 働き方改革関連の事例集

公正取引委員会は、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」（議長：内閣官房副長官（参））に参画しているところ、平成30年度においても、その議論も踏まえつつ、中小企業等の取引条件の改善等に向け、引き続き下請法の積極的な運用を進めているところである。

今回、働き方改革と関連する下請法等違反のおそれのある事例を取りまとめた事例集（別紙6）を作成した。

下請法の各種講習会に参加できない場合であっても、下請法の理解に役立つよう、講習用動画「やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～」を下記のウェブサイトで公開中。

（公正取引委員会ウェブサイト）

<http://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>

（YouTube 公正取引委員会チャンネル）

<https://www.youtube.com/c/JFTCchannel>

～下請法関係のパンフレットは下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

平成 29 年度における勧告事件

① (株)久世に対する件（平成 29 年 4 月 27 日）	
親事業者	(株)久世
事業内容	食料品等の卸売業等
下請取引の内容	食料品，調味料，洗剤等の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「特別条件」 ^(注1) ，「年間リベート」 ^(注2) ，「事務手数料」 ^(注3) 等を下請代金の額から差し引き又は支払わせることにより，下請代金の額を減じていた（平成 27 年 6 月～平成 28 年 11 月）。
減額金額	下請事業者 52 名に対し，総額 5043 万 9920 円 【勧告前に返還済み】

（注 1）下請代金を支払う際に久世に割り戻す額として徴収した金銭のこと。

（注 2）積極的な拡販を図るためとして一定期間の下請代金の総額に応じて徴収した金銭のこと。

（注 3）下請事業者への発注に係る事務手数料として徴収した金銭のこと。

② 山崎製パン(株)に対する件（平成 29 年 5 月 10 日）	
親事業者	山崎製パン(株)
事業内容	フランチャイズ・システムによるコンビニエンスストア事業
下請取引の内容	食料品（弁当，麺類等）等の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「ベンダー協賛金」 ^(注1) ，「箸・フォーク代」 ^(注2) 等を下請代金の額から差し引き又は支払わせることにより，下請代金の額を減じていた（平成 26 年 2 月～平成 29 年 1 月）。
減額金額	下請事業者 10 名に対し，総額 4622 万 4401 円 【勧告前に返還済み】
備考	中小企業庁長官からの措置請求案件

（注 1）商品の販売促進のための費用として徴収した金銭のこと。

（注 2）弁当等の購入者に配布する箸等の費用として徴収した金銭のこと。

③ 寿屋フロンテ(株)に対する件（平成 29 年 6 月 23 日）	
親事業者	寿屋フロンテ(株)
事業内容	自動車部品の製造業
下請取引の内容	フロアカーペット等の部材の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 ア 「原低」 ^(注) を下請代金の額から差し引くことにより，下請代金の額を減じていた（平成 27 年 9 月～平成 28 年 8 月）。 イ 単価の引下げ改定を行ったところ，単価の引下げの合意日前に発注した部材について引き下げた単価を遡って適用し，下請代金の額から，下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引くことにより，下請代金の額を減じていた（平成 27 年 10 月～平成 28 年 7 月）。
減額金額	下請事業者 8 名に対し，総額 1870 万 5174 円 【勧告前に返還済み】

（注）下請事業者に対しコストダウンの要請を行い，下請代金から差し引いていた金銭のこと。

④ タカタ(株)に対する件（平成 29 年 7 月 18 日）	
親事業者	タカタ(株)
事業内容	自動車部品等の製造業
下請取引の内容	シートベルト，エアバッグ，チャイルドシート等の部品等の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 ア 「一時金」^{（注）}を下請代金の額から差し引くことにより，下請代金の額を減じていた（平成 27 年 12 月～平成 29 年 2 月）。 イ 単価の引下げ改定を行ったところ，単価の引下げの合意日前に発注した部品等について引き下げた単価を遡って適用し，下請代金の額から，下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引くことにより，下請代金の額を減じていた（平成 27 年 12 月～平成 29 年 2 月）。 ウ 原材料の市場価格の下落に伴い引き下げた単価を過去に発注し納品された分まで遡って適用し，下請代金の額から当該引下げによる差額分を差し引くことにより，下請代金の額を減じていた（平成 28 年 1 月～同年 10 月）。
減額金額	下請事業者 64 名に対し，総額 2 億 4976 万 9538 円

（注）下請事業者に対しコストダウンの要請を行い，下請代金から差し引いていた金銭のこと。

⑤ (株)セブン-イレブン・ジャパンに対する件（平成 29 年 7 月 21 日）	
親事業者	(株)セブン-イレブン・ジャパン
事業内容	フランチャイズ・システムによるコンビニエンスストア事業
下請取引の内容	食料品の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「商品案内作成代」^{（注 1）}又は「新店協賛金」^{（注 2）}を下請代金の額から差し引くことにより，下請代金の額を減じていた（平成 27 年 9 月～平成 28 年 8 月）。
減額金額	下請事業者 76 名に対し，総額 2 億 2746 万 1172 円 【勧告前に返還済み】

（注 1）直営店及び加盟店に配信する商品案内を作成する費用として徴収した金銭のこと。

（注 2）新規出店時等に実施する値引きセールの出資として徴収した金銭のこと。

⑥ (株)伊藤園に対する件（平成 30 年 2 月 5 日）	
親事業者	(株)伊藤園
事業内容	緑茶，麦茶，ウーロン茶等の清涼飲料及び茶葉製品の製造販売事業
下請取引の内容	緑茶等の清涼飲料の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「特別協力金」^{（注）}等を支払わせることにより，下請代金の額を減じていた（平成 28 年 6 月～平成 29 年 5 月）。
減額金額	下請事業者 2 名に対し，総額 1 億 1880 万 1404 円 【勧告前に返還済み】

（注）自社商品の販売促進のため，下請事業者を支払わせた金銭のこと。

⑦ サトープリンティング㈱に対する件（平成 30 年 3 月 26 日）	
親事業者	サトープリンティング㈱
事業内容	シール、ラベル等の製造販売業
下請取引の内容	シール、ラベル等の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 ア 「生産システム利用料」、「ドットプリンタ保守料」及び「レーザープリンタ保守料」を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 6 月～平成 29 年 12 月）。 イ 「通信回線利用料」、「パソコン利用料」、「バーコードプリンタ利用料」等を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 6 月～平成 30 年 2 月）。
減額金額	下請事業者 39 名に対し、総額 9881 万 5194 円 【勧告前に返還済み】

⑧ DXアンテナ㈱に対する件（平成 30 年 3 月 29 日）	
親事業者	DXアンテナ㈱
事業内容	アンテナ、テレビ受信関連機器等の製造業
下請取引の内容	テレビ受信関連機器の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した製品について引き下げた単価を遡って適用し、下請代金の額から、下請代金の額と発注後に引き下げた単価を遡って適用した額との差額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 1 月～平成 29 年 4 月）。
減額金額	下請事業者 1 名に対し、総額 1254 万 2830 円

⑨ ㈱大冷に対する件（平成 30 年 3 月 30 日）	
親事業者	㈱大冷
事業内容	冷凍食品の企画、開発及び販売
下請取引の内容	冷凍食品の製造
違反行為の概要 （期間）	【下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）】 「品質管理指導料」 ^{（注）} 等を支払わせることにより、下請代金の額を減じていた（平成 28 年 8 月～平成 30 年 2 月）。
減額金額	下請事業者 43 名に対し、総額約 4 億 6985 万円

（注）下請代金の額に一定率を乗じて得た額を、自社ブランド商品の品質管理指導等のための費用として徴収した金銭のこと。

～勧告事件の詳細は下記の公正取引委員会ウェブサイトに掲載～

<http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitaukekankoku/index.html>

平成 29 年度における主な指導事件

第 1 製造委託等

1 受領拒否（第 4 条第 1 項第 1 号）

- 発電機部品等の製造を下請事業者に委託している A 社は、自社の受入体制が整っていないことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

2 下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）

- 冷凍食品の容器等の製造を下請事業者に委託している B 社は、下請代金の支払方法を手形払から現金払に変更するに当たり、従来の手形払の満期相当日に現金で支払うことにしたため、下請事業者に対し、下請事業者からの給付を受けた日から 60 日を超えて下請代金を支払っていた。
- 金属製品の製造を下請事業者に委託している C 社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- 衣料品の製造を下請事業者に委託している D 社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- 金属製品の製造を下請事業者に委託している E 社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- 船舶の動力機関の修理を下請事業者に委託している F 社は、下請事業者の給付を受領した日から 60 日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日納品締切、翌々々月末日支払」の支払制度を採っていたため支払遅延が生じていた。

3 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- 肥料の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行って新単価を決定したが、引下げ前の単価で発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。
- 衣料品の製造を下請事業者に委託しているH社は、「歩引き」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- 食料品の包装材の製造を下請事業者に委託しているI社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。
- 文具用品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。
- 自動車の板金・塗装を下請事業者に委託しているK社は、「早払奨励金」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。
- 寝具の製造を下請事業者に委託しているL社は、下請代金の支払を手形払と定めており、下請事業者から希望がある場合には現金による支払を行うこととしていところ、現金で支払う際に、「金利引き」と称して、自社の短期の調達金利相当額を超える額を下請代金の額から減じていた。

4 返品（第4条第1項第4号）

- プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者に委託しているM社は、受入検査合格後に、破損・毀損等があったことを理由に、当該商品を返品していた。
- 調味料の製造を下請事業者に委託しているN社は、賞味期限が近づいたことを理由に、当該調味料の在庫を返品していた。
- 住宅用建材の製造を下請事業者に委託しているO社は、取引先の都合により不要となったことを理由に、当該住宅用建材を返品していた。
- 包装資材の製造を下請事業者に委託しているP社は、取引先から瑕疵があることを指摘されたとして、下請事業者の給付を受領してから6か月を超えて返品していた。

5 買ったたき（第4条第1項第5号）

- 自動車の修理を下請事業者へ委託しているQ社は、見積り時点の納期を大きく短縮したにもかかわらず、当該見積り時点の単価で下請代金の額を定めていた。
- 精密板金製品の製造を下請事業者へ委託しているR社は、多量の発注をすることを前提として見積りをさせた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。
- 衛生関係機器の修理を下請事業者へ委託しているS社は、従来の発注単価から一律に一定率引き下げる方法で一方的に下請代金の額を定めていた。
- 船舶の修理業務を下請事業者へ委託しているT社は、下請代金の額を定めずに発注し、納品後に下請事業者が提出した請求書の額から一定額を差し引いた額で一方的に下請代金の額を定めていた。

6 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- プライベート・ブランド商品の製造を下請事業者へ委託しているU社（スーパーマーケット）は、土用の丑の日及びクリスマスの時期に、購買担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の販売するうなぎ及びクリスマスケーキを購入させていた。
- 自動車の修理を下請事業者へ委託しているV社は、歳暮等の時期に、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の親会社が販売する商品を購入させていた。

7 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 鉄鋼材の加工を下請事業者へ委託しているW社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。

8 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 工業炉の製造を下請事業者へ委託しているX社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（134日）を交付していた。
- 織布の染色、縫製等を下請事業者へ委託しているY社は、下請事業者に対し、手形期間が90日（繊維業において認められる手形期間）を超える手形（110日）を交付していた。

9 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- 自社ブランドの飲料水の製造を下請事業者に委託しているZ社は、下請事業者
に、当該製品を海外へ輸出する際に必要となる検査用サンプルを無償で提供させて
いた。
- 食料品の製造を下請事業者に委託しているAA社（スーパーマーケット）は、下
請事業者に、店舗の新規開店又は改装時の陳列作業のために従業員の派遣を要請
し、無償で当該作業を行わせていた。
- 介護用品の製造を下請事業者に委託しているAB社は、自社が所有する金型を
下請事業者に貸与しているところ、当該製品の発注が終了し、当該金型が不要にな
ったにもかかわらず、当該金型の廃却費用又は保管費用を負担していなかった。
- 衣料品の製造を下請事業者に委託しているAC社（百貨店）は、自社の販売業務
に従事させるために雇用したアルバイトの賃金の一部を下請事業者に負担させて
いた。

10 不当な給付内容の変更・不当なやり直し（第4条第2項第4号）

- プラスチック用金型の製造を下請事業者に委託しているAD社は、発注後に委
託内容を変更して、当初とは異なる作業又は追加的な作業を行わせたにもかかわ
らず、新たに生じた費用の一部又は全部を負担していなかった。

第2 役務委託等

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- 冠婚葬祭用の写真撮影及びメッセージビデオ撮影を下請事業者に委託しているa社は、下請事業者の役務の提供を受けた日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々月12日支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。
- 情報システムの開発を下請事業者に委託しているb社は、一部の外注先事業者が、下請法上の下請事業者に該当すると認識していなかったため、下請事業者に対し、下請事業者からの給付を受けた日から60日を超えて下請代金を支払っていた。
- 貸切バスの運行を下請事業者に委託しているc社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- 外国語への翻訳を下請事業者に委託しているd社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- 新聞のコラム欄に掲載する原稿の執筆を下請事業者に委託しているe社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌月末日支払」の支払制度を採っていたにもかかわらず、数か月分の下請代金をまとめて支払っていたため、下請事業者に対し、下請事業者からの給付を受けた日から60日以内に下請代金を支払っていなかった。
- テレビCMの制作を下請事業者に委託しているf社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- 水質検査を下請事業者に委託しているg社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。

- 外国語への翻訳を下請事業者に委託している h 社は、短納期発注となる場合は、通常料金に割増料金を上乗せした額で支払うことになっているにもかかわらず、発注後に下請事業者が同意したことを理由に、下請代金の額から割増料金に相当する額を減じて支払った。

3 買ったたき（第4条第1項第5号）

- 葬儀の運営を下請事業者に委託している i 社は、従来の発注単価から一律に一定率引き下げる方法で一方的に下請代金の額を定めていた。
- ビルのメンテナンスを下請事業者に委託している j 社は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に従来の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。
- 運送業務を下請事業者に委託している k 社は、多量の発注をすることを前提として見積りをさせた単価を、少量しか発注しない場合にも用いて下請代金の額を定めていた。

4 購入・利用強制（第4条第1項第6号）

- 葬儀における納棺業務を下請事業者に委託している l 社は、下請事業者に対し、発注担当者を通じて、自社が販売する茶及び味噌を購入させていた。
- 結婚式の司会進行を下請事業者に委託している m 社は、下請事業者に対し、発注担当者を通じて、自社が販売するお節料理を購入させていた。
- 広告物のデザインの作成を下請事業者に委託している n 社は、下請事業者に対し、発注担当者を通じて、広告主から購入したディナーショーチケットを購入させていた。

5 不当な経済上の利益の提供要請（第4条第2項第3号）

- ソフトウェア開発を下請事業者に委託している o 社は、下請事業者に対し、下請事業者の知的財産権や発注内容にない設計図等は無償譲渡させていた。

措置件数（6,761件）の都道府県ごとの内訳

[単位：件]

平成29年度			平成28年度
地区	都道府県	件数	
北海道地区	北海道	205	190
東北地区	青森県	40	35
	岩手県	43	54
	宮城県	81	77
	秋田県	34	27
	山形県	63	52
	福島県	74	77
東北地区計		335	322
関東甲信越地区	茨城県	96	69
	栃木県	78	72
	群馬県	87	94
	埼玉県	248	254
	千葉県	117	112
	東京都	1,992	1,760
	神奈川県	390	319
	新潟県	131	111
	山梨県	38	42
	長野県	157	115
関東甲信越地区計		3,334	2,948
中部地区	富山県	60	52
	石川県	67	57
	岐阜県	77	71
	静岡県	145	127
	愛知県	310	338
	三重県	39	47
中部地区計		698	692

平成29年度			平成28年度
地区	都道府県	件数	
近畿地区	福井県	65	53
	滋賀県	62	72
	京都府	148	170
	大阪府	719	718
	兵庫県	235	200
	奈良県	26	31
	和歌山県	27	29
近畿地区計		1,282	1,273
中国地区	鳥取県	24	20
	島根県	35	37
	岡山県	88	99
	広島県	179	156
	山口県	48	54
中国地区計		374	366
四国地区	徳島県	25	24
	香川県	41	40
	愛媛県	45	40
	高知県	18	22
四国地区計		129	126
九州地区	福岡県	195	182
	佐賀県	28	25
	長崎県	30	34
	熊本県	5	29
	大分県	32	27
	宮崎県	37	25
	鹿児島県	33	31
九州地区計		360	353
沖縄地区	沖縄県	44	43
全国計		6,761	6,313

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。

下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見

下請取引等改善協力委員から、下請取引等をめぐる最近の状況等について意見を聴取したところ、寄せられた主な意見は以下のとおりである。

1 下請取引等をめぐる最近の状況

(最近の業績や地域経済の動向)

- 東京に仕事が一極集中しており、首都圏の景気回復の流れが地方まで届いておらず、中小企業や個人商店は売上低迷や後継者不足などを理由に廃業している。(サービス業、製造業)
- 自動車関連業界は、今後、I o Tや自動運転等の新技術向けに更なる需要増が見込まれており、また、電気自動車が普及すると、電機メーカー等が市場に参入してくることが予想され、自動車メーカーと下請事業者との関係は大きく変わるだろう。(製造業)
- I T業界は、元号の変更や軽減税率導入により、システムの改修だけでなく、新しいシステムへの買い替えが見込まれる。(情報通信業)
- 地方の経済が回復してきているという話を聞くが、少なくとも、中小零細企業においては、景気回復の恩恵を受けているという実感はない。(運輸業)

(諸費用の水準及び取引価格への転嫁の状況、価格決定の適正化の状況)

- 運輸業において、積極的に運賃値上げ交渉している事業者と、値上げを諦めてしまっている事業者に分かれており、燃料費の上昇分が適切に転嫁できていない。(運輸業)
- 少なからず原価低減要請が行われるが、一度引き下げられた価格は、その後、原材料価格や人件費等が上昇してもなかなか引き上げられない。(製造業)
- コストアップ要因のうち、人件費の上昇を理由に取引先に値上げを要請するのは難しい。(製造業)

(労働力不足への対応)

- 労働力不足には、定年退職者の再雇用や、シニア層、外国人労働者を雇用することで対応している。(製造業)
- 労働力不足への対応として、可能な部分を人工知能に振り替えていくことが必要であり、これはI T業界の役割だと考えている。(情報通信業)
- これまでどおりの賃金では求人募集に応募がないが、最低賃金や社会保険料等の問題もあり、中小企業にとって賃上げは難しい。(製造業、サービス業)

(働き方改革等)

- 大企業と中小企業では前提条件が異なるので、働き方改革を、大企業と中小企業を同じ形で進めようとしても無理がある。(製造業)
- 休日を増やそうとしても、その日に取引先が営業していれば対応せざるを得ないため、自社の取組だけでは働き方を根本的に変えられないと思う。(製造業)
- 労働力不足の中、労働時間を短縮すれば、売上高増のチャンスを逃すことにもつながりかねない。(製造業、運輸業)

(その他)

- 「下請代金の支払手段について」(平成 28 年 12 月 14 日) 発出後、自動車関連の事業者からの支払方法が現金払となったところがある。(製造業)
- 東南アジアの人件費が上昇してきており、海外生産のメリットが減少してきているため国内回帰の動きも出てきている。(情報通信業、製造業)
- 金型代金は一括で支払ってもらいたい。製品コストに含めて、24 か月かけて償却させるような支払い方法は止めてほしい。(製造業)
- 小売業者から、一般消費者に配布する商品カタログの作成に際して、カタログ協賛金を拠出するよう要請されたことがあるが、算出根拠は説明されなかった。(製造業)

2 公正取引委員会への意見・要望等

- 政府の取組もあり、自動車業界や自動車部品業界、鉄鋼業界において、取引条件の改善が進んできていることから、他の業種についても、業種ごとに政府から下請取引について改善を働きかけていただきたい。(製造業)
- 親事業者による下請法への理解が深まると、下請法違反のリスクを避けるため、下請事業者との取引を避けるようになる懸念があることから、法運用に当たっては、そういう懸念があることも念頭に置いていただきたい。(製造業)

荷主と物流事業者との取引に関する書面調査

1 調査票の発送数及び回答者数

調査対象事業者	発送数 (A)	回答数 (B) (B/A)
荷主	30,000 名	17,450 名 (58.2%)
物流事業者	40,000 名	20,555 名 (51.4%)

2 取引内容の検証・改善を求めた荷主数

書面調査の結果、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた 596 名の荷主に対し、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した（平成 30 年 3 月）。

3 取引内容の検証・改善を求めた荷主の業種別内訳

業種	取引内容の検証・改善を求めた荷主数	合計に占める割合
製造業	280 名	47.6%
卸売業	130 名	22.1%
建設業	38 名	6.5%
小売業	25 名	4.3%
農業、林業、漁業	23 名	3.9%
情報通信業	13 名	2.2%
物流業	7 名	1.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	5 名	0.9%
鉱業、採石業、砂利採取業	3 名	0.5%
その他	64 名	10.9%
合計（注）	588 名	100%

（注）取引内容の検証・改善を求めた荷主 596 名のうち、業種について回答のあった 588 名の内訳。

4 取引内容の検証・改善を求めた荷主の行為類型別内訳

行為類型	取引内容の検証・改善を求めた荷主の行為類型別の件数	合計に占める割合
代金の支払遅延	232 件	34.3%
発注内容の変更	200 件	29.5%
代金の減額	115 件	17.0%
割引困難な手形の交付	70 件	10.3%
買ったたき	36 件	5.3%
物品等の購入・利用の強制	11 件	1.6%
経済上の利益の提供要請	10 件	1.5%
要求拒否に対する報復措置	3 件	0.4%
合計（注）	677 件	100%

（注）複数の行為類型で取引内容の検証・改善を求めた荷主が存在するため、合計は上記 2 の荷主数 596 名とは一致しない。

働き方改革に関連して生じ得る中小企業等に対する不当な行為の事例

はじめに

政府においては、中小企業・小規模事業者の活力向上に向けた検討が省庁横断的に行われており、公正取引委員会としてもこの検討に参画してきたところである。政府を挙げて働き方改革を推進しているが、取引の一方当事者の働き方改革に向けた取組の影響がその取引の相手方に対して負担となって押し付けられることは望ましくないと考えられる。また、自らが取り組んだ業務効率化の果実が取引相手に奪われてしまい、享受できないこととなると、業務効率化への意欲を損ねることになり、このようなことが生じる場合には、社会全体としての働き方改革の勢いを失わせることにもつながるところであり、公正取引委員会としては、このような場合を含めて、取引の相手方に対して不当な不利益となる行為について、下請法・独占禁止法の違反に対しては、厳正に対処していく。

ついでには、事業者等がどのような行為が違反となるかについて具体的に理解することを助けるため、以下のとおり、想定例を示すこととした。想定例に記載されている行為は、下請法上の親事業者が、同法上の下請事業者に対して行う場合には、同法に違反することになる。さらに、下請法の適用の対象とならない取引であっても、当該行為が「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に」行われ、独占禁止法の規定に該当する場合には、同法に違反することになる。

なお、具体的な行為が違反となるかどうかは、法の規定に照らして個別の事案ごとに判断されることに留意する必要がある。

1 買ったとき

取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合であって、取引の相手方が当該要請を受け入れざるを得ない場合には、当該行為は買ったときとして、違反行為となり得る。（下請法第4条第1項第5号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

1-1

事業者は、納期までの期間が通常より短い発注を行い、その結果として取引の相手方が休日勤務を余儀なくさせられ、人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方的に定めた。

1-2

事業者は、取引の相手方から、社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、当該資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方的に定めた。

1-3

事業者は、取引の相手方との間で取引単価等の取引条件については年間取決めを行っており、緊急に短い納期で発注する場合は別途単価を決めることとしていた。当該事業者は、週末に発注し週明け納入を指示したところ、取引の相手方は、深夜勤務、休日出勤により納期に間に合わせ、当該加工費用は人件費が相当部分を占めることから年間取決

め単価に深夜・休日勤務相当額を上乗せした単価で見積書を提出したが、当該事業者は、取引の相手方と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の見積相当と認められる見積価格を大幅に下回る年間取決め単価で取引対価を定めた。

1－4

事業者は、自社の顧客からの納期の短縮要請を受け、部品の製造を委託している取引の相手方に対し、見積りをさせた時点よりも納期を短縮し、その結果として取引の相手方の従業員に深夜勤務を余儀なくさせるにもかかわらず、取引対価の額の見直しをせず、当初の見積価格により通常の見積相当を大幅に下回る取引対価を定めた。

1－5

事業者は、取引の相手方に対して船舶の製造を委託しており、書面において協議の上、1船当たりの作業時間を書面により定めていたが、一方的に、作業時間当たりの単価を据え置いたまま、1船当たりの作業時間を短く設定することにより、通常の見積相当を大幅に下回る取引対価を定めた。その結果、実際に必要となる作業時間との差分だけ人件費等の費用が取引の相手方の負担となった。

1－6

事業者は、取引の相手方に対して船舶の製造を委託しているところ、同型船の製造を連続で行う場合、必要な作業時間はどの船も同一であるにもかかわらず、合理的な理由もなく一方的に初回発注時の取引対価の額から次回以降の発注時の人件費を1船当たり5パーセントずつ減少させることにより、通常の見積相当を大幅に下回る取引対価を定めた。

1－7

事業者は、取引の相手方に対して水産加工食品の製造を委託しているところ、委託契約の内容には明示されていないにもかかわらず、多頻度小口納入かつ指定時間での配送を要求し、そのため、多頻度生産を行うのに必要な調理加工設備の洗浄・点検作業や配送体制の待機に必要なコストが大幅に上昇するにもかかわらず、一方的に単価を据え置くことにより、通常の見積相当を大幅に下回る取引対価を定めた。また、発注に即座に対応する体制を敷くことを求め、従業員の待機を求めたにもかかわらず、待機時間に対する人件費を何ら考慮せず、一方的に、通常の見積相当を大幅に下回る取引対価を定めた。

1－8

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託している。委託内容の商品は、品質基準について各種グレードがあり、労務費用及び製造費用は、そのグレードが上がるのに伴って上昇する。当該事業者は、自らと取引の相手方双方で同時期に行われた人事異動のタイミングを機に、従来よりも高いグレードの品質基準を満たすように求めたものの、単価については必要な労務費用及び製造費用の上昇を踏まえ、一方的に取引対価を据え置くことにより、通常の見積相当を大幅に下回る取引対価を定めた。

1－9

事業者は、取引の相手方に対して食品の加工業務を委託している。取引の対象となる食品は、鮮度の劣化・変色が早い性格を持つ。当該事業者は、自らの管理ミスにより、納期に納入された食品を倉庫に保管したまま劣化させていたところ、食品の変色を理由に、取引の相手方に返品し、かつ代替品を週明けまでに納入することを求めた。取引の相手

方は従業員を超過勤務させることによってこれに対応することを余儀なくされ、人件費が大幅に上昇するにもかかわらず、当該事業者は、単価修正を認めず、一方的に通常単価に据え置くことにより、通常の特価を大幅に下回る取引対価を定めた。

1-10

事業者は、取引の相手方に対して物品の修理業務を委託している。当該事業者は、これまで平日に発注してきたが、顧客からの休日の修理依頼にも対応することとし、取引の相手方にその体制を整えることを求めた。取引の相手方は、従業員を休日出勤させることによってこれに対応することを余儀なくされ、人件費が大幅に上昇するにもかかわらず、当該事業者は、その人件費をおよそ賄えないような取引対価をもって、通常の特価を大幅に下回る取引対価を一方的に定めた。

1-11

事業者は、通常の特注内容にない特別の仕様を指示したり、配送頻度の変更を指示したりするなどしたため、取引の相手方の作業量が増加し、当該取引の相手方の人件費等のコストが大幅に増加するにもかかわらず、通常の特注内容の場合の単価と同一の単価を一方的に定めた。

1-12

事業者は、データベース用ソフトウェアの作成を委託している取引の相手方に対し、見積りをさせた当初よりも納期を大幅に短縮したことにより、取引の相手方が必要な体制を整備するためにフリーランスのプログラマーを緊急で募集する必要性が生じ、通常よりも高い人件費が必要となるにもかかわらず、当初の見積単価により通常の特価を大幅に下回る取引対価を定めた。

1-13

事業者は、取引の相手方との間で運送業務を委託しており、協議を通じて運行時間を取り決めていたが、その変更の協議をすることなく、当初設定した業務開始の時間が漸次前倒しされ、かつ作業内容も追加的に変更された。こうして変更された内容が引き続き行われるにもかかわらず、当該事業者は、次期契約更新時、一方的に、これらに伴う料金を上乗せする見直しを認めず、通常の特価を大幅に下回る取引対価を定めた。

2 減額

取引の相手方に対し、商品又は役務を購入した後において、契約で定めた対価を減額することは、減額として違反行為となり得る。(下請法第4条第1項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

2-1

事業者は、自己の一方的な都合により設計変更、図面提供の遅延等をしたにもかかわらず、取引の相手方の納期延長を認めなかったため、取引の相手方が、休日勤務することに対応したにもかかわらず、結果として納期に間に合わなかったことから、取引の相手方に対し、納期遅れのペナルティの額を差し引いた取引対価しか支払わなかった。

2-2

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しており、あらかじめ協議によって納期及び対価並びに緊急時対応による労務費用追加分の上乗せに関する特約を定めていた。当該事業者は、緊急対応の必要があるとして、協議時点で定めた納期から短縮された期日での納品を求めた。取引の相手方は、当該期日に納品を間に合わせるため従業員に超過勤務をさせた上でこの要請に対応し、後日、従業員の残業代に相当する金額を上乗せして取引対価を請求したが、当該事業者は受け入れず、上乗せした金額を差し引いた、当初の見積書に記載の取引対価しか支払わなかった。

2-3

事業者は、自己の一方的な都合により取引の対象となる商品若しくは役務の仕様等の変更、やり直し又は追加的な提供を要請した結果、取引の相手方の作業量が大幅に増加し、深夜勤務を要することとなった。当初の契約では、当該作業量の増加分に係る対価は別途、追加的に支払うことを書面で合意していたにもかかわらず、その追加支払い分を差し引いた取引対価しか支払わなかった。

2-4

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しており、取引の相手方と書面において短納期発注に対しては「特急料金」を定めていた。ある発注が通常よりも短期のリードタイムであったため、特急料金を適用するものに相当したことから、取引の相手方はその分を上乗せした請求を行ったが、当該事業者は、予算が足りないなどの理由により、特急料金を支払うことなく、当該料金を差し引いた、通常の納期の取引対価しか支払わなかった。

2-5

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託している。契約書には、平日・日中の日(月)産能力及び週末・早朝夜間の人件費上昇分の上乗せを請求する旨が定められていた。当該事業者が契約書に示された生産能力を超えた数量を発注したため、取引の相手方は、これに応ずるべく、従業員の勤務時間を大幅に延長することで対応し、契約書に定められたとおりの人件費を上乗せした費用を請求したが、当該事業者は、追加費用を負担せず、当該費用を差し引いた、契約で定められた通常の取引対価しか支払わなかった。

2-6

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しているところ、その発注の納期が著しく短期である場合には、取引の相手方の従業員が超過勤務することなどにより発生した追加費用は当該事業者が負担するという取決めになっているにもかかわらず、当該事業者は、この費用を差し引いた取引対価しか支払わなかった。

2-7

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託している。この委託は継続的に行われており、当期の単価は、前期の単価と同一と定められたところ、取引の相手方は自らが取得した特許を用いることにより、製造費用の低減を実現した。当期中、当該事業者は「工程監査」と称して、取引の相手方の工場の作業ラインを視察したところ、当該特許の利

用及び費用低減の事実を認識し、このことを理由として、既に発注したものについてまで遡って単価を減額した。

2－8

事業者は、取引の相手方に対してプログラムの作成を委託しているところ、当該事業者が作業の途中で当初指示した仕様を一方的に変更したため、取引の相手方が深夜勤務をすることで対応したものの、納期に間に合わなかったことから、納期遅れを理由として取引対価を減額した。

2－9

事業者は、取引の相手方に対してソフトウェアの作成を委託しており、その取引対価は、その作成を担当した技術者の時間当たりの単価と工数から想定される作業時間数を乗じた額と定めていた。取引の相手方は、自らの業務を効率化するなどにより、成果物の品質を落とすことなく作業時間数を大幅に削減することに成功し、定められた納期内に納品を行ったが、当該事業者は、作業時間が想定されたほどかからなかったことを理由として、契約で定めた取引対価を減額した。

3 不当な給付内容の変更・やり直し

取引の相手方に対して、取引の相手方の責めに帰すべき理由がないのに、取引の相手方の給付の内容を変更させることや、商品を受領した後又は役務の提供を受けた後に、取引の相手方に対し、給付をやり直させることによって、取引の相手方の利益を不当に害する場合は、不当な給付内容の変更・やり直しとして違反行為となり得る。（下請法第4条第2項第4号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

3－1

事業者は、商品又は役務の受領前に、自己の一方的な都合により、あらかじめ定めた商品又は役務の仕様を変更したにもかかわらず、その旨を取引の相手方に伝えないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、納入時に仕様に合致していないとして、取引の相手方にやり直しをさせた。取引の相手方は、これに対応するために長時間労働を余儀なくされた。

3－2

事業者は、取引の相手方が仕様の明確化を求めたにもかかわらず、正当な理由なく仕様を明確にしないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、その後、取引の相手方が商品を納入したところ、発注内容と異なることを理由に、やり直しをさせた。取引の相手方は、これに対応するために通常の体制よりも多くの従業員による作業を余儀なくされ、他の業務に支障が生じた。

3－3

事業者は、取引の相手方に対して印刷・製本等を委託しているところ、顧客からの要請を理由に、当初の納期を変更せずに追加の作業を行わせ、それらに伴う人件費増加等が生じたにもかかわらず、そのために必要な費用を負担しなかった。

3－4

事業者は、取引の相手方に対して部品の製造を委託しているところ、当初の発注から設計・仕様を変更したことにより、取引の相手方にその変更への対応や当初の納期に間に合わせるための人件費増加等が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかった。

3－5

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しているところ、製品が納品された後に、当初の仕様を満たしているにもかかわらず、当該製品に不具合があるとして、その修正を行うようやり直しを指示し、取引の相手方は休日勤務によりこれに対応した。しかし、当該事業者は、やり直しによって発生した追加費用について、予算がないことを理由にこれを認めず、要した追加費用を負担しなかった。

3－6

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しているところ、取引の相手方に対して「未納入なので本日中に納品するように」と要求し、取引の相手方は超過勤務を行うことで対応して代替品を製造し、チャーター便で届けたが、当該事業者の勘違いであり、当初の納期どおり製品は納入されていた。しかし、当該事業者は、代替品の取引対価は支払ったものの、取引の相手方が代替品を製造するために要した従業員の残業代やチャーター便の費用等の追加費用は負担しなかった。

3－7

事業者は、取引の相手方に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に取引の相手方のトラックを数台待機させることを契約で定めている。当該事業者は、その当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。

4 受領拒否

取引の相手方に対し、商品を発注した後において、取引の相手方の責に帰すべき理由がないのに、当該商品の全部又は一部の受領を拒むことは、受領拒否として違反行為となり得る。（下請法第4条第1項第1号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ）

4－1

事業者は、発注した後になって、あらかじめ合意した納期を、取引の相手方の事情を考慮せず一方的に短く変更し、取引の相手方はこれに長時間勤務をすることで対応したものの、当該事業者は、その納期までに納入が間に合わなかったことを理由に商品の受領を拒否した。

4－2

事業者は、当初、発注日の1週間後を納期としていたが急きょ発注日から2日後に納入するよう取引の相手方に申し入れた。取引の相手方は、従業員の都合がつかないことを理由に断ったが当該事業者は取引の相手方の事情を考慮しないで一方的に納期を指示した。そこで取引の相手方は、従業員を残業させて間に合わせようと努めたが、期日までに納入できなかった。当該事業者は、納期遅れを理由に、取引の相手方が生産した部品の

受領を拒否した。

4－3

事業者は、特定の仕様を指示して部品の製造を発注し、これを受けて取引の相手方が既に従業員を割り当てて、原材料等を調達しているにもかかわらず、自己の一方的な都合により、取引の相手方が当該調達に要した費用を支払うことなく、部品の発注を取り消した。

4－4

事業者は、取引の相手方に対し、新たな機械設備の導入を指示し、当該機械設備の導入後ただちに一定数量を発注することを説明して発注を確約し、取引の相手方が当該機械設備の導入等の取引の実現に向けた行動を取っているのを黙認していたにもかかわらず、自己の一方的な都合により、発注数量を著しく減少する又は発注を取り消し、取引の相手方の人員配置を含め操業体制に影響が出た。

5 不当な経済上の利益の提供要請

取引の相手方に対し、自己のために経済上の利益を提供させることによって、取引の相手方の利益を不当に害する場合は、不当な経済上の利益の提供要請として、違反行為となり得る。ここでいう経済上の利益とは、金銭・人員、商品、役務を問わない。（下請法第4条第2項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ロ）

5－1

運送業務を営む事業者は、あるスーパーから、商品の各店舗への配送と当該商品を配送先店舗別に分類する仕分作業を受託していたが、取引の相手方に対し、配送のみを再委託した。当該事業者は、契約に定めがないにもかかわらず、当該仕分作業を指示して取引の相手方に行わせたが、この作業に対する対価を支払わなかった。

5－2

小売業を営む事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しているところ、当該事業者の新規店舗及び改装店舗のオープンに際して、取引の相手方の従業員等有する技術又は能力を要せず、取引の相手方に直接の利益がない作業又は他社の商品の陳列、補充等の作業を土日・深夜早朝にかけて取引の相手方の従業員に無償で行わせた。

5－3

小売業を営む事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託しているところ、その従業員をしてセールスの告知用ダイレクトメール(DM)の配布作業を無償で行わせたが、当該DMには一部の納入業者の商品しか掲載されておらず、その取引の相手方にとっては、その作業によって自社商品の販売額増加につながるものではなかった。

5－4

事業者は、取引の相手方に対して物品の製造を委託している。商品発注のために必要なデータを自社システムに入力するという作業は当該事業者自ら行うべきであるにもかかわらず、当該作業を取引の相手方に対して無償で行わせた。

5－5

事業者は、取引の相手方が従業員等を派遣するための費用を自己が負担するとしながら、派遣費用として一律に日当の額を定めるのみであって、個々の取引の相手方の事情により交通費、宿泊費等の費用が発生するにもかかわらず、当該費用を負担することなく、従業員等を派遣させた。

5－6

事業者は、契約上、取引の相手方が自己の倉庫まで運送することのみが契約内容とされている場合において、取引の相手方に対して、あらかじめ契約で定められていない自己の倉庫内における荷役等の業務について、無償で従事させた。

5－7

事業者は、取引の相手方に対して運送業務を委託しているところ、取引の相手方に対して運送業務に関係のない自社の倉庫内の整理業務やダンボール等の回収作業等を行うことを要請し、取引の相手方は無償でこれに応ずることを余儀なくされた。

5－8

大規模小売業を営む事業者は、自らが貨物自動車運送事業を営み、顧客から商品の配送を請け負っているところ、荷物の配送を委託している取引の相手方に対して店舗の営業の手伝いのために従業員を派遣させた。

5－9

内航海運業を営む事業者は、船内荷役、清掃等の作業は契約により荷主又は当該事業者の負担であるとされているにもかかわらず、取引の相手方である船舶貸渡業者にその一部を手伝わせた。

5－10

事業者は、ソフトウェアの作成を委託している取引の相手方の従業員を当該事業者の事業所に常駐させ、実際には取引の相手方への発注とは無関係の事務を行わせた。

参考資料 1

下請法違反勧告事件一覧（平成 25 年 4 月 1 日以降）

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
25- 1	旭流通システム㈱	役務	H25.4.23	減額(業務改善提案によりコスト削減効果が生じたとして)	9	24,653,977		
25- 2	㈱日本旅行	役務	H25.4.26	減額(ボリュームインセンティブ等)	18	30,180,173 (注4)		
25- 3	三共理化学㈱	製造 修理	H25.5.21	減額(支払時値引き, 協力金)	6	11,461,447		
25- 4	JNC㈱	製造	H25.6.6	減額(遡及適用)	2	35,089,268		
25- 5	㈱ヨークベニマル	製造	H25.6.27	減額(仕入割戻し)	12	172,865,514		
25- 6	㈱マルショウ ウェンドウ	製造	H25.6.28	減額(歩引き)	21	40,996,060		
25- 7	アズワン㈱【措置請求】	製造	H25.8.9	減額(カタログ協賛値引き, 仕入値引き)	68	27,387,532		
25- 8	㈱トクスイコーポレーション	製造	H25.12.5	不当な経済上の利益の提供要請(生協センターフィー協力費等)			8	12,006,531
25- 9	大久保歯車工業㈱	製造	H26.1.30	減額(歩引き)	26	11,191,521		
25- 10	㈱ショウエイコーポレーション	製造 情報	H26.2.27	減額(値引き)	24	21,807,038		
26- 1	㈱森創	製造 情報	H26.6.27	減額(値引き)	69	48,067,400		
26- 2	㈱ヒマラヤ	製造	H26.6.27	減額(値引き) 返品	45	19,695,336	2	83,890,601
26- 3	㈱サンリブ	製造	H26.6.30	減額(リベート等)	25	65,081,058		
26- 4	㈱大創産業	製造	H26.7.15	返品(上段) 買いたたき(下段)			62	139,157,024
							2	6,578,897
26- 5	北雄ラッキー㈱	製造	H26.8.20	減額(リベート等)	20	16,956,919		
26- 6	㈱マルショク	製造	H26.8.28	減額(リベート等)	24	29,814,207		
26- 7	㈱エスケイジャパン	製造	H27.3.31	減額(歩引き)	37	21,035,449		
27- 1	㈱アマガサ【措置請求】	製造	H27.4.10	減額(支払割引)	21	65,142,852		
27- 2	ゼビオ㈱	製造	H27.7.31	減額(値引き, 遡及適用) 返品	9	13,208,977	4	38,283,097
27- 3	ミヤコ㈱	製造	H27.10.23	減額(セール協賛金値引き, リベート等)	14	21,743,475		
27- 4	㈱大地を守る会	製造	H28.3.25	減額(基本販売協力奨励金, 追加販売協力奨励金)	39	14,855,991		
28- 1	㈱日本セレモニー	役務 情報	H28.6.14	購入強制(おせち料理等)			144	33,021,500
28- 2	㈱ファミリーマート	製造	H28.8.25	減額(開店時販促費, カラー写真台帳制作費, 売価引き)	20	約650,000,000		
28- 3	㈱シージージャパン	製造	H28.9.27	減額(分荷・荷捌手数料, 達成リベート等) 不当な経済上の利益の提供要請(特別販促金, デザイン費等)	23	47,165,685	25	17,488,932
28- 4	㈱JFRオンライン	製造	H28.11.11	減額(買先負担額, 媒体製作費協賛金) 返品(上段) 不当な経済上の利益の提供要請(商品リユース代)(下段)	9	9,230,944	13	333,130,138
							13	390,132
28- 5	㈱ユーシン	製造	H28.11.16	減額(特別費用等)	41	142,682,625		

年度-No.	関係人 (注1)	分野 (注2)	勧告 年月日	違反内容	下請代金の減額		その他(注3)	
					対象下請 事業者数 (名)	減額金額 (円)	対象下請 事業者数 (名)	金額 (円)
28- 6	㈱農協観光	役務	H28.11.25	減額(奨励金等)	13	11,633,936		
28- 7	㈱ニッド	製造	H29.2.23	減額(展示会協賛金, プラスワン登録料等)	28	約115,570,000		
28- 8	㈱ブレナス	製造	H29.3.2	減額(半期協賛金, ディスカウントキャンペーン協賛金) 返品	6	31,608,872	4	2,519,315
28- 9	㈱あらた	製造	H29.3.7	減額(現金引, 基本取引条件, 無返品分担金等)	10	15,016,075		
28- 10	㈱井筒授与品店	製造	H29.3.16	減額(歩引き)	40	17,881,006		
28- 11	アトムリビンテック㈱	製造	H29.3.22	減額(金利相当額, 協賛金, 歩引き)	39	47,703,052		
29- 1	㈱久世	製造	H29.4.27	減額(特別条件, 年間リピート等)	52	50,439,920		
29- 2	山崎製パン㈱【措置請求】	製造	H29.5.10	減額(ベンダー協賛金, 箸・フォーク代等)	10	46,224,401		
29- 3	寿屋フロンテ㈱	製造	H29.6.23	減額(原低, 遡及適用)	8	18,705,174		
29- 4	タカタ㈱	製造	H29.7.18	減額(一時金, 遡及適用)	64	249,769,538		
29- 5	㈱セブン-イレブン・ジャパン	製造	H29.7.21	減額(商品案内作成代, 新店協賛金)	76	227,461,172		
29- 6	㈱伊藤園	製造	H30.2.5	減額(特別協力金等)	2	118,801,404		
29- 7	サトープリンティング㈱	製造	H30.3.26	減額(生産システム利用料, ドットブリンタ保守料等)	39	98,815,194		
29- 8	DXアンテナ㈱	製造	H30.3.29	減額(遡及適用)	1	12,542,830		
29- 9	㈱大冷	製造	H30.3.30	減額(品質管理指導料等)	43	約469,850,000		

(注1)「関係人」欄中「【措置請求】」の記載のあるものは、中小企業庁長官から措置請求があった事件である。

(注2)「分野」欄には、違反に係る下請取引が複数分野ある事件では、下請事業者が被った不利益が大きいものから記載している。

(注3)「その他」欄の「金額」欄には、減額以外の事件について下請事業者が被った不利益の額を記載している。

(注4)ユーロによる減額金額(1万4826ユーロ)を違反行為時点のレートで円換算した額を含む。

実体規定違反行為類型別件数の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）

1 下請代金の支払遅延

[単位：件，（％）]

	情報サービス業	生産用機械器具製造業	機械器具卸売業	金属製品製造業	道路貨物運送業	技術サービス業	その他の事業サービス業	電気機械器具製造業	その他の卸売業	専門サービス業	その他	合計
平成29年度	273 (8.7)	185 (5.9)	169 (5.4)	144 (4.6)	130 (4.2)	129 (4.1)	113 (3.6)	110 (3.5)	98 (3.1)	88 (2.8)	1,690 (54.0)	3,129 (100)
平成28年度	302 (8.9)	176 (5.2)	201 (6.0)	160 (4.7)	132 (3.9)	154 (4.6)	133 (3.9)	98 (2.9)	95 (2.8)	78 (2.3)	1,846 (54.7)	3,375 (100)
平成27年度	261 (8.3)	153 (4.9)	187 (6.0)	108 (3.4)	142 (4.5)	91 (2.9)	89 (2.8)	101 (3.2)	141 (4.5)	85 (2.7)	1,773 (56.6)	3,131 (100)

(注1) 業種は、平成29年度における違反件数の多い順に左から並べている。したがって、平成28、27年度においては、必ずしも当該年度における違反件数の多い上位10業種とはなっていない。以下同じ。

(注2) 「その他」は、平成29年度における上位10業種以外の業種の合計である。以下同じ。

2 買ったたき

[単位：件，（％）]

	金属製品製造業	生産用機械器具製造業	機械器具卸売業	電気機械器具製造業	建築材料、 鋳物・金属材料等卸売業	道路貨物運送業	その他の卸売業	繊維工業	プラスチック製品製造業	その他の事業サービス業	その他	合計
平成29年度	109 (9.2)	104 (8.8)	64 (5.4)	48 (4.1)	45 (3.8)	44 (3.7)	43 (3.6)	40 (3.4)	36 (3.1)	35 (3.0)	611 (51.8)	1,179 (100)
平成28年度	85 (7.4)	79 (6.9)	64 (5.6)	38 (3.3)	50 (4.4)	60 (5.2)	41 (3.6)	49 (4.3)	33 (2.9)	27 (2.4)	617 (54.0)	1,143 (100)
平成27年度	37 (5.9)	51 (8.1)	34 (5.4)	31 (4.9)	31 (4.9)	33 (5.2)	38 (6.0)	22 (3.5)	19 (3.0)	6 (1.0)	329 (52.1)	631 (100)

3 下請代金の減額

[単位：件，（％）]

	金属製品製造業	生産用機械器具製造業	機械器具卸売業	道路貨物運送業	建築材料、 鋳物・金属材料等卸売業	電気機械器具製造業	その他の卸売業	プラスチック製品製造業	その他の事業サービス業	繊維・衣服等卸売業	その他	合計
平成29年度	40 (6.5)	37 (6.1)	35 (5.7)	32 (5.2)	24 (3.9)	23 (3.8)	22 (3.6)	21 (3.4)	20 (3.3)	20 (3.3)	337 (55.2)	611 (100)
平成28年度	29 (5.9)	25 (5.1)	25 (5.1)	19 (3.9)	19 (3.9)	21 (4.3)	31 (6.3)	14 (2.9)	11 (2.2)	17 (3.5)	278 (56.9)	489 (100)
平成27年度	10 (2.7)	21 (5.6)	18 (4.8)	26 (7.0)	21 (5.6)	14 (3.8)	15 (4.0)	5 (1.3)	9 (2.4)	16 (4.3)	218 (58.4)	373 (100)

4 割引困難な手形の交付

[単位：件，（％）]

	生産用機械器具製造業	金属製品製造業	電気機械器具製造業	機械器具卸売業	その他の卸売業	建築材料、 鋳物・金属材料等卸売業	プラスチック製品製造業	輸送用機械器具製造業	はん用機械器具製造業	業務用機械器具製造業	その他	合計
平成29年度	55 (17.0)	37 (11.4)	31 (9.6)	18 (5.6)	17 (5.2)	13 (4.0)	13 (4.0)	11 (3.4)	11 (3.4)	11 (3.4)	107 (33.0)	324 (100)
平成28年度	50 (13.7)	38 (10.4)	21 (5.8)	20 (5.5)	13 (3.6)	19 (5.2)	13 (3.6)	13 (3.6)	24 (6.6)	5 (1.4)	149 (40.8)	365 (100)
平成27年度	26 (12.4)	18 (8.6)	16 (7.6)	21 (10.0)	10 (4.8)	12 (5.7)	9 (4.3)	5 (2.4)	12 (5.7)	3 (1.4)	78 (37.1)	210 (100)

5 不当な経済上の利益の提供要請

[単位：件，（％）]

	金属製品製造業	生産用機械器具製造業	機械器具卸売業	その他の卸売業	プラスチック製品製造業	その他の製造業	輸送用機械器具製造業	電気機械器具製造業	建築材料、 鋳物・金属材料等卸売業	業務用機械器具製造業	その他	合計
平成29年度	23 (8.8)	19 (7.3)	19 (7.3)	19 (7.3)	16 (6.1)	10 (3.8)	9 (3.4)	8 (3.1)	8 (3.1)	8 (3.1)	122 (46.7)	261 (100)
平成28年度	16 (7.7)	17 (8.2)	9 (4.3)	12 (5.8)	7 (3.4)	7 (3.4)	5 (2.4)	11 (5.3)	6 (2.9)	7 (3.4)	111 (53.4)	208 (100)
平成27年度	10 (6.2)	14 (8.7)	15 (9.3)	7 (4.3)	5 (3.1)	2 (1.2)	5 (3.1)	13 (8.1)	8 (5.0)	4 (2.5)	78 (48.4)	161 (100)

6 購入・利用強制

[単位：件，（％）]

	機械器具卸売業	食料品製造業	その他の卸売業	情報サービス業	協同組合	繊維工業	道路貨物運送業	その他の事業サービス業	技術サービス業	宿泊業	その他	合計
平成29年度	9 (9.6)	6 (6.4)	5 (5.3)	5 (5.3)	4 (4.3)	4 (4.3)	4 (4.3)	3 (3.2)	3 (3.2)	3 (3.2)	48 (51.1)	94 (100)
平成28年度	8 (10.3)	2 (2.6)	3 (3.8)	4 (5.1)	0 (0.0)	2 (2.6)	6 (7.7)	2 (2.6)	1 (1.3)	0 (0.0)	50 (64.1)	78 (100)
平成27年度	4 (5.8)	6 (8.7)	4 (5.8)	4 (5.8)	3 (4.3)	1 (1.4)	2 (2.9)	7 (10.1)	1 (1.4)	1 (1.4)	36 (52.2)	69 (100)

7 有償支給原材料等の対価の早期決済

[単位：件，（％）]

	機械器具卸売業	建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業	輸送用機械器具製造業	業務用機械器具製造業	プラスチック製品製造業	化学工業	食料品卸売業	各種商品卸売業	協同組合	金属製品製造業	その他	合計
平成29年度	7 (7.6)	7 (7.6)	6 (6.5)	6 (6.5)	5 (5.4)	5 (5.4)	5 (5.4)	5 (5.4)	5 (5.4)	4 (4.3)	37 (40.2)	92 (100)
平成28年度	9 (15.3)	7 (11.9)	2 (3.4)	1 (1.7)	1 (1.7)	1 (1.7)	3 (5.1)	3 (5.1)	1 (1.7)	6 (10.2)	25 (42.4)	59 (100)
平成27年度	3 (5.4)	5 (8.9)	2 (3.6)	2 (3.6)	3 (5.4)	1 (1.8)	6 (10.7)	1 (1.8)	0 (0.0)	2 (3.6)	31 (55.4)	56 (100)

8 不当な給付内容の変更・やり直し

[単位：件，（％）]

	金属製品製造業	道路貨物運送業	機械器具卸売業	建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業	プラスチック製品製造業	その他の卸売業	電気機械器具製造業	技術サービス業	印刷・同関連業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	その他	合計
平成29年度	4 (8.9)	3 (6.7)	2 (4.4)	2 (4.4)	2 (4.4)	2 (4.4)	2 (4.4)	2 (4.4)	2 (4.4)	2 (4.4)	22 (48.9)	45 (100)
平成28年度	2 (4.1)	0 (0.0)	5 (10.2)	1 (2.0)	3 (6.1)	1 (2.0)	4 (8.2)	5 (10.2)	3 (6.1)	2 (4.1)	23 (46.9)	49 (100)
平成27年度	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (6.1)	0 (0.0)	4 (12.1)	2 (6.1)	1 (3.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	24 (72.7)	33 (100)

9 受領拒否

[単位：件，（％）]

	その他の卸売業	業務用機械器具製造業	機械器具卸売業	建築材料、 鉱物・金属材料等卸売業	プラスチック製品製造業	繊維・衣服等卸売業	印刷・同関連業	生産用機械器具製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	専門サービス業	その他	合計
平成29年度	2 (8.7)	2 (8.7)	1 (4.3)	1 (4.3)	1 (4.3)	1 (4.3)	1 (4.3)	1 (4.3)	1 (4.3)	1 (4.3)	11 (47.8)	23 (100)
平成28年度	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (11.8)	4 (11.8)	2 (5.9)	3 (8.8)	0 (0.0)	3 (8.8)	2 (5.9)	0 (0.0)	16 (47.1)	34 (100)
平成27年度	1 (5.3)	0 (0.0)	1 (5.3)	1 (5.3)	0 (0.0)	2 (10.5)	0 (0.0)	1 (5.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (68.4)	19 (100)

10 返品

[単位：件，（％）]

	その他の卸売業	食料品製造業	プラスチック製品製造業	家具・装備品製造業	各種商品卸売業	繊維・衣服・身の回り品小売業	生産用機械器具製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	機械器具小売業	金属製品製造業	その他	合計
平成29年度	2 (10.0)	2 (10.0)	2 (10.0)	2 (10.0)	2 (10.0)	2 (10.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	4 (20.0)	20 (100)
平成28年度	2 (13.3)	2 (13.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (6.7)	1 (6.7)	0 (0.0)	1 (6.7)	0 (0.0)	8 (53.3)	15 (100)
平成27年度	1 (7.1)	2 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (7.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (71.4)	14 (100)